

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	研究科以外の教育研究上の基本となる組織(学府)の専攻に係る課程の変更									
フリガナ設置者	コリツダゲイブクホジシン キョウシユウダゲイブク 国立大学法人 九州大学									
フリガナ大学の名称	キョウシユウダゲイブクダクイン 九州大学大学院 (Graduate School, Kyushu University)									
大学本部の位置	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号									
大学院の目的	<p>九州大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>九州大学大学院は、九州大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>									
新設学部等の目的	<p>外界の事象に対する感受性とそれに基づく統合的な心の動きである、「感性」の教育研究を通じ、さまざまな知をユーザーの感性と融合させ、個人と社会の満足を創造できる新しい高度な専門職業人及び研究者の養成を目指すことにある。</p>									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	統合新領域学府 [Graduate School of Integrated Frontier Sciences] ユーザー感性学専攻(博士後期課程) [Department of Kansei Science]	年	人	年次人	人	博士(感性学) 博士(芸術工学) 博士(学術)	平成23年4月 第1年次	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号		
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)		・平成23年4月 統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻(修士課程)設置予定								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
		講義	演習	実習	計					
	統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 (博士後期課程)	3科目	1科目	3科目	7科目	12単位				
教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員		
		教授	准教授	講師	助教	計	助手			
	統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 (博士後期課程)	6人 (6)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	8人 (8)	0人 (0)	1人 (1)		
既設分	(別紙のとおり)									

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計		九州大学全体		
	事 務 職 員		835人 (835)	0人 (0)	835人 (835)				
	技 術 職 員		1,750 (1,750)	0 (0)	1,750 (1,750)				
	図 書 館 専 門 職 員		62 (62)	0 (0)	62 (62)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		2,648 (2,648)	0 (0)	2,648 (2,648)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		九州大学全体		
	校 舎 敷 地	683,348 m ²	0 m ²	0 m ²	683,348 m ²				
	運 動 場 用 地	305,066 m ²	0 m ²	0 m ²	305,066 m ²				
	小 計	988,414 m ²	0 m ²	0 m ²	988,414 m ²				
	そ の 他	74,034,469 m ²	0 m ²	0 m ²	74,034,469 m ²				
	合 計	75,022,883 m ²	0 m ²	0 m ²	75,022,883 m ²				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		九州大学全体			
	698,292 m ² (698,292 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	698,292 m ² (698,292 m ²)					
教 室 等	講 義 室	演 習 室	実 験 実 習 室	情報処理学習施設	語学学習施設		九州大学全体		
	373室	573室	2,235室	92室 (補助職員44人)	11室 (補助職員1人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数					
		統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 (博士後期課程)		12室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	九州大学全体 図書 4,016,028 [1,768,555] 学術雑誌 92,741 [40,117]	
	統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 (博士後期課程)	982,945 [419,489]	30,945 [13,009]	48,276 (40,115)	33,018 (33,018)	139 (139)	5,641 (5,641)		
図 書 館	面 積		閲 覧 座 席 数		収 容 可 能 冊 数			九州大学全体	
	33,563 m ²		2,155 席		3,932,210 冊				
体 育 館	面 積		体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要						九州大学全体
	12,268 m ²		・野球場1面 ・400mトラック1面 ・一般運動場 ・25mプール ・その他						
経費の見積り 及び維持方法 の概要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	国費による
		教員1人当り研究費	— 千円	— 千円	図書購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等	— 千円	— 千円	図書購入費	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									

既設大学等の状況	大学の名称	九州大学								備考
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
人文科学府	人文基礎専攻					修士(文学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	16		32		0.34			
	博士後期課程	3	8		24	博士(文学)	0.58	同上		
	歴史空間論専攻									
	修士課程	2	20		40		0.60			
	博士後期課程	3	10		30		0.50	同上		
	言語・文学専攻									
	修士課程	2	20		40		0.85			
	博士後期課程	3	10		30		0.96			
	比較社会文化学府									
日本社会文化専攻					修士(比較社会文化)		平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地		
修士課程	2	24		48		1.37				
博士後期課程	3	20		60	修士(理学)	1.01	同上			
国際社会文化専攻					修士(比較社会文化)					
修士課程	2	26		52	博士(比較社会文化)	0.74				
博士後期課程	3	20		60	博士(理学)	0.43				
人間環境学府										
都市共生デザイン専攻					修士(人間環境学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号		
修士課程	2	20		40		1.02				
博士後期課程	3	5		15	修士(文学)	0.93	同上			
人間共生システム専攻					修士(教育学)					
修士課程	2	11		22	修士(心理学)	0.63				
博士後期課程	3	9		27	修士(工学)	1.69	同上			
行動システム専攻					博士(人間環境学)					
修士課程	2	17		34		1.14				
博士後期課程	3	10		30		0.93	平成17年度			
教育システム専攻					博士(文学)					
修士課程	2	19		38	博士(教育学)	0.86				
博士後期課程	3	9		27	博士(心理学)	0.69				
空間システム専攻					博士(工学)					
修士課程	2	28		56		1.40	平成12年度			
博士後期課程	3	7		21	臨床心理修士(専門職)	0.61				
実践臨床心理学専攻										
専門職学位課程	2	30		60		0.99	平成17年度			
法学府									※平成22年度より学生募集停止(基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻、政治学専攻)	
法政理論専攻					修士(法学)		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号		
修士課程	2	72		72		0.31				
博士後期課程	3	17		17	博士(法学)	0.41	平成12年度			
基礎法学専攻										
修士課程	2	—		—		—				
博士後期課程	3	—		—		—	同上			
公法・社会法学専攻										
修士課程	2	—		—		—	同上			
博士後期課程	3	—		—		—	同上			
民刑事法学専攻										
修士課程	2	—		—		—	同上			
博士後期課程	3	—		—		—	同上			
国際関係法学専攻										
修士課程	2	—		—		—	同上			
博士後期課程	3	—		—		—	同上			
政治学専攻										
修士課程	2	—		—		—	同上			
博士後期課程	3	—		—		—	同上			
法務学府										
実務法学専攻					法務博士(専門職)		平成16年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号		
専門職学位課程	3	80		280		1.01				

経済学府 経済工学専攻 修士課程 博士後期課程 経済システム専攻 修士課程 博士後期課程 産業マネジメント専攻 専門職学位課程	2 3 2 3 2	2 0 1 0 2 7 1 4 4 5		4 0 3 0 5 4 4 2 9 0	修士(経済学) 博士(経済学) 経営修士(専門職)	0.80 0.50 0.83 0.61 0.97	平成12年度 平成15年度 同上	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
理学府 物理学専攻 修士課程 博士後期課程 化学専攻 修士課程 博士後期課程 地球惑星科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3	4 1 1 4 6 2 1 9 4 1 1 4		8 2 4 2 1 2 4 5 7 8 2 4 2	修士(理学) 博士(理学)	0.94 0.57 0.99 0.76 0.93 0.63	平成20年度 同上 平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
数理学府 数理学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3	5 4 2 0		1 0 8 6 6	修士(数理学) 修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	1.11 0.68	平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
システム生命科学府 システム生命科学専攻 博士課程	5	5 4		2 3 8	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	1.43	平成15年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
医学系学府 医学専攻 博士課程 医科学専攻 修士課程 保健学専攻 修士課程 博士後期課程 医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	4 2 2 3 2	1 0 7 2 0 2 0 1 0 2 0		3 2 1 4 0 4 0 2 0 4 0	修士(医科学) 修士(看護学) 修士(保健学) 博士(医学) 博士(看護学) 博士(保健学) 医療経営・管理学修士(専門職)	1.10 0.82 1.17 1.10 1.05	平成20年度 平成15年度 平成19年度 平成21年度 平成13年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
歯学府 歯学専攻 博士課程	4	4 3		1 7 2	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術)	1.06	平成12年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
薬学府 創薬科学専攻 修士課程 医療薬科学専攻 修士課程 博士後期課程 創薬科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 — 3 — 3	5 5 — 1 4 — 1 2		5 5 — 4 2 — 3 6	修士(創薬科学) 博士(薬学)	1.09 — 0.87 — 0.80	平成22年度 平成12年度 同上	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	※平成22年度より学生募集停止(創薬科学専攻修士課程、医療薬学専攻修士課程)

工学府													
物質創造工学専攻					修士(工学)		平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	※平成22年度より学生募集停止(機械科学専攻、知能機械システム専攻)				
修士課程	2	21		42		2.09							
博士後期課程	3	10		30	博士(工学)	1.00							
物質プロセス工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		1.86							
博士後期課程	3	9		27		0.96							
材料物性工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		2.02							
博士後期課程	3	7		23		0.90							
化学システム工学専攻							同上						
修士課程	2	21		42		1.90							
博士後期課程	3	10		30		0.93							
建設システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.46							
博士後期課程	3	8		24		0.41							
都市環境システム工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		1.49							
博士後期課程	3	8		25		0.64							
海洋システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.40							
博士後期課程	3	8		24		0.41							
地球資源システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.43							
博士後期課程	3	8		24		0.58							
エネルギー量子工学専攻							同上						
修士課程	2	25		50		1.18							
博士後期課程	3	12		36		0.46							
機械工学専攻							平成22年度						
修士課程	2	62		62		1.08							
博士後期課程	3	19		19		0.84							
水素エネルギーシステム専攻							同上						
修士課程	2	30		30		1.00							
博士後期課程	3	9		9		1.00							
航空宇宙工学専攻							平成12年度						
修士課程	2	26		52		1.32							
博士後期課程	3	12		37		0.61							
機械科学専攻							同上						
修士課程	—	—		—		—							
博士後期課程	—	—		—		—							
知能機械システム専攻							同上						
修士課程	—	—		—		—							
博士後期課程	—	—		—		—							
芸術工学府													
芸術工学専攻					修士(芸術工学)		平成15年度	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号					
修士課程	2	92		184	修士(デザインストラテジー)	1.25	(平成16年4月学生受入)						
博士後期課程	3	25		75		0.85							
デザインストラテジー専攻													
修士課程	2	28		56	博士(芸術工学)	1.56	平成18年度						
博士後期課程	3	5		15	博士(工学)	1.53	平成20年度						
システム情報科学府													
情報学専攻					修士(情報科学)		平成21年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地					
修士課程	2	40		80	修士(理学)	1.12							
博士後期課程	3	14		28	修士(工学)	0.53							
情報知能工学専攻					修士(学術)		同上						
修士課程	2	45		90		1.23							
博士後期課程	3	15		30	博士(情報科学)	0.53							
電気電子工学専攻					博士(理学)		同上						
修士課程	2	55		110	博士(工学)	1.42							
博士後期課程	3	16		32	博士(学術)	0.50							
総合理工学府													
量子プロセス理工学専攻					修士(理学)		平成12年度	福岡県春日市春日公園6丁目1番地					
修士課程	2	37		74	修士(工学)	1.63							
博士後期課程	3	14		45	修士(学術)	0.57							
物質理工学専攻							同上						
修士課程	2	37		74	博士(理学)	1.61							
博士後期課程	3	14		45	博士(工学)	0.62							
先端エネルギー理工学専攻					博士(学術)		同上						

修士課程	2	3 4		6 8		1.07			
博士後期課程	3	1 2		4 0		0.38			
環境エネルギー工学専攻							同上		
修士課程	2	2 6		5 2		1.26			
博士後期課程	3	9		3 0		0.47			
大気海洋環境システム学専攻							同上		
修士課程	2	3 0		6 0		0.83			
博士後期課程	3	1 1		3 6		0.28			
生物資源環境科学府					修士（農学）		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	※平成22年度より学生募集停止（生物資源開発管理科学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻、遺伝子資源工学専攻）
資源生物科学専攻					修士（農学）	0.94			
修士課程	2	5 0		5 0			同上		
博士後期課程	3	1 9		1 9		0.78			
環境農学専攻							同上		
修士課程	2	7 5		7 5		0.77			
博士後期課程	3	2 7		2 7		0.59			
農業資源経済学専攻							同上		
修士課程	2	1 3		1 3		0.84			
博士後期課程	3	5		5		0.80			
生命機能科学専攻							同上		
修士課程	2	1 0 6		1 0 6		0.83			
博士後期課程	3	1 2		1 2		0.41			
生物産業創成専攻							同上		
博士後期課程	3	1 4		1 4		1.21			
生物資源開発管理学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
植物資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
生物機能科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
動物資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
農業資源経済学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
生産環境科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
森林資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
遺伝子資源工学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
統合新領域学府					修士（感性学）		平成21年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
ユーザー感性学専攻					修士（芸術工学）	1.31			
修士課程	2	3 0		6 0	修士（工学）		同上		
オートモーティブサイエンス専攻					修士（オートモーティブサイエンス）	1.13			
修士課程	2	2 1		4 2	修士（学術）	1.14			
博士後期課程	3	7		1 4	博士（オートモーティブサイエンス）				
					博士（工学）				
					博士（学術）				

文学部 人文学科	4	160		640	学士(文学) 学士(学術)	1.03	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
教育学部	4	50		200	学士(教育学) 学士(学術)	1.08	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
法学部	4	200		800	学士(法学) 学士(学術)	1.02	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済学部 経済・経営学科	4	150	3年次 10	620	学士(経済学) 学士(学術)	1.06	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済工学科	4	90	3年次 10	380		1.10	昭和52年度		
理学部 物理学科	4	59		236	学士(理学)	1.11	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
化学科	4	67		268	学士(学術)	1.05	同上		
地球惑星科学科	4	48		192		1.04	平成2年度		
数学科	4	54	3年次 5	226		1.07	昭和24年度		
生物学科	4	49		196		1.11	同上		
医学部 医学科	6	110		615	学士(医学)	1.01	昭和24年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
生命科学科	4	12		48	学士(生命医科学)	1.22	平成19年度		
保健学科	4	137		548	学士(看護学) 学士(保健学) 学士(学術)	1.05	平成14年度 (平成15年4月学生受入)		
歯学部 歯学科	6	55	3年次 5	350	学士(歯学)	1.04	昭和42年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
薬学部 創薬科学科	4	50		200	学士(創薬科学)	1.08	平成18年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
臨床薬学科	6	30		150	学士(薬学) 学士(学術)	1.05	同上		
工学部 建築学科	4	60		240	学士(工学)	1.06	昭和29年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
電気情報工学科	4	158		632	学士(学術)	1.06	平成8年度		
物質科学工学科	4	168		672		1.08	平成9年度		
地球環境工学科	4	150		600		1.03	平成10年度		
エネルギー科学科	4	99		396		1.05	"		
機械航空工学科	4	169		676		1.07	平成11年度		
芸術工学部 環境設計学科	4	38		152	学士(芸術工学)	1.07	平成15年度 (平成16年4月学生受入)	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号	
工業設計学科	4	48		192	学士(学術)	1.04			
画像設計学科	4	38		152		1.05			
音響設計学科	4	38		152		1.07			
芸術情報設計学科	4	40		160		1.04			
農学部 生物資源環境学科	4	229		916	学士(農学) 学士(学術)	1.05	平成10年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
附属施設の概要	なし								

教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員	
		教授	准教授	講師	助教	計	助手		
既設分	人文科学府 人文基礎専攻	M	7 (7)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	8 (8)
		D	7 (7)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	歴史空間論専攻	M	10 (10)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	14 (14)
		D	10 (10)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
	言語・文学専攻	M	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	11 (11)
		D	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	比較社会文化学府 日本社会文化専攻	M	17 (17)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	7 (7)
		D	17 (17)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	3 (3)
	国際社会文化専攻	M	18 (18)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	29 (29)	0 (0)	4 (4)
		D	18 (18)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
	人間環境学府 都市共生デザイン専攻	M	5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	0 (0)	5 (5)
		D	6 (6)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	人間共生システム専攻	M	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	5 (5)
		D	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
	行動システム専攻	M	6 (6)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	2 (2)
		D	8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	教育システム専攻	M	7 (7)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	3 (3)
		D	6 (6)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	空間システム専攻	M	6 (6)	6 (6)	1 (1)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	3 (3)
		D	6 (6)	6 (6)	1 (1)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
実践臨床心理学専攻	P	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (5)	
法学府 法政理論専攻	M	21 (21)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	25 (25)	
	D	21 (21)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	25 (25)	

法務学府 実務法学専攻	P	21 (21)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	28 (28)
経済学府 経済工学専攻	M	6 (6)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	6 (6)
	D	6 (6)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	6 (6)
経済システム専攻	M	12 (12)	10 (10)	1 (1)	3 (3)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
	D	15 (15)	11 (11)	1 (1)	3 (3)	30 (30)	0 (0)	0 (0)
産業マネジメント専攻	P	12 (12)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	0 (0)	8 (8)
理学府 物理学専攻	M	12 (12)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	35 (35)	0 (0)	8 (8)
	D	12 (12)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
化学専攻	M	18 (18)	14 (14)	3 (3)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	8 (8)
	D	18 (18)	14 (14)	3 (3)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
地球惑星科学専攻	M	15 (15)	13 (13)	1 (1)	10 (10)	39 (39)	0 (0)	4 (4)
	D	15 (15)	13 (13)	1 (1)	10 (10)	39 (39)	0 (0)	0 (0)
数理学府 数理学専攻	M	30 (30)	25 (25)	0 (0)	11 (11)	66 (66)	0 (0)	13 (13)
	D	30 (30)	24 (24)	0 (0)	11 (11)	65 (65)	0 (0)	1 (1)
システム生命科学府 システム生命科学専攻	D	29 (29)	23 (23)	0 (0)	28 (28)	80 (80)	0 (0)	10 (10)
医学系学府 医学専攻	D	45 (45)	41 (41)	15 (15)	2 (2)	103 (103)	0 (0)	38 (38)
医科学専攻	M	18 (18)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
保健学専攻	M	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	37 (37)
	D	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
医療経営・管理学専攻	P	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	13 (13)
歯学府 歯学専攻	D	18 (18)	16 (16)	14 (14)	41 (41)	89 (89)	0 (0)	51 (51)
薬学府 医療薬科学専攻	D	9 (9)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
創薬科学専攻	M	13 (13)	15 (15)	0 (0)	4 (4)	32 (32)	0 (0)	30 (30)
	D	7 (7)	8 (8)	0 (0)	6 (6)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
工学府	M	12	6	0	0	18	0	24

物質創造工学専攻		(12)	(6)	(0)	(0)	(18)	(0)	(24)
	D	12 (12)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	4 (4)
物質プロセス工学専攻	M	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	3 (3)
	D	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
材料物性工学専攻	M	6 (6)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
化学システム工学専攻	M	9 (9)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
	D	8 (8)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
建設システム工学専攻	M	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	1 (1)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
都市環境システム工学専攻	M	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	3 (3)
	D	5 (5)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
海洋システム工学専攻	M	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
	D	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
地球資源システム工学専攻	M	7 (7)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	3 (3)
	D	7 (7)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
エネルギー量子工学専攻	M	8 (8)	9 (9)	0 (0)	11 (11)	28 (28)	0 (0)	15 (15)
	D	7 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻	M	14 (14)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	12 (12)
	D	14 (14)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
水素エネルギーシステム専攻	M	7 (7)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	19 (19)	0 (0)	11 (11)
	D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
航空宇宙工学専攻	M	10 (10)	8 (8)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	6 (6)
	D	10 (10)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
芸術工学府 芸術工学専攻	M	29 (29)	29 (29)	0 (0)	11 (11)	69 (69)	0 (0)	35 (35)
	D	30 (30)	29 (29)	0 (0)	3 (3)	62 (62)	0 (0)	35 (35)

デザインストラテジー 専攻	M	5 (5)	7 (7)	1 (1)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	18 (18)
	D	8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	17 (17)
システム情報科学府 情報学専攻	M	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	4 (4)
	D	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0 (0)
情報知能工学専攻	M	11 (11)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	41 (41)
	D	10 (10)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻	M	14 (14)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	36 (36)	0 (0)	8 (8)
	D	12 (12)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	34 (34)	0 (0)	1 (1)
総合理工学府 量子プロセス理工学専攻	M	9 (9)	11 (11)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
	D	9 (9)	11 (11)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
物質理工学専攻	M	11 (11)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	31 (31)	0 (0)	6 (6)
	D	11 (11)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	31 (31)	0 (0)	6 (6)
先端エネルギー理工学 専攻	M	10 (10)	10 (10)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	3 (3)
	D	10 (10)	10 (10)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	3 (3)
環境エネルギー工学専攻	M	5 (5)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
大気海洋環境システム 学専攻	M	8 (8)	11 (11)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	2 (2)
	D	8 (8)	11 (11)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	2 (2)
生物資源環境科学府 資源生物学専攻	M	15 (15)	19 (19)	0 (0)	12 (12)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
	D	15 (15)	19 (19)	0 (0)	12 (12)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻	M	18 (18)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
	D	18 (18)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻	M	5 (5)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻	M	22 (22)	22 (22)	1 (1)	12 (12)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
	D	11 (11)	13 (13)	1 (1)	5 (5)	30 (30)	0 (0)	0 (0)

生物産業創成専攻	D	7 (7)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
統合新領域学府 ユーザー感性学専攻	M	10 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	14 (14)
オートモーティブサイ エンス専攻	M	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	50 (50)
	D	9 (9)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	3 (3)
文学部 人文学科		32 (32)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	59 (59)	0 (0)	39 (39)
教育学部		13 (13)	9 (9)	1 (1)	2 (2)	25 (25)	0 (0)	13 (13)
法学部		26 (26)	21 (21)	0 (0)	6 (6)	53 (53)	0 (0)	16 (16)
経済学部 経済・経営学科		15 (15)	11 (11)	1 (1)	3 (3)	30 (30)	0 (0)	3 (3)
経済工学科		7 (7)	9 (9)	1 (1)	1 (1)	18 (18)	0 (0)	5 (5)
理学部 物理学科		13 (13)	12 (12)	0 (0)	15 (15)	40 (40)	0 (0)	5 (5)
化学科		19 (19)	14 (14)	3 (3)	15 (15)	51 (51)	0 (0)	1 (1)
地球惑星科学科		16 (16)	14 (14)	1 (1)	10 (10)	41 (41)	0 (0)	2 (2)
数学科		35 (35)	18 (18)	0 (0)	13 (13)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
生物学科		11 (11)	12 (12)	0 (0)	18 (18)	41 (41)	0 (0)	5 (5)
医学部 医学科		30 (30)	43 (43)	57 (57)	194 (194)	324 (324)	0 (0)	191 (191)
生命科学科		10 (10)	12 (12)	2 (2)	6 (6)	30 (30)	0 (0)	24 (24)
保健学科		19 (19)	13 (13)	8 (8)	17 (17)	57 (57)	0 (0)	103 (103)
歯学部 歯学科		18 (18)	16 (16)	17 (17)	66 (66)	117 (117)	0 (0)	109 (109)
薬学部 創薬科学科		5 (5)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	17 (17)	0 (0)	16 (16)
臨床薬学科		10 (10)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	30 (30)	0 (0)	26 (26)
工学部 建築学科		9 (9)	9 (9)	1 (1)	9 (9)	28 (28)	0 (0)	15 (15)
電気情報工学科		36 (36)	30 (30)	0 (0)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	21 (21)
物質科学工学科		37 (37)	30 (30)	0 (0)	34 (34)	101 (101)	0 (0)	22 (22)

	地球環境工学科		24 (24)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	72 (72)	0 (0)	21 (21)
	エネルギー科学科		28 (28)	28 (28)	0 (0)	27 (27)	83 (83)	0 (0)	14 (14)
	機械航空工学科		33 (33)	25 (25)	0 (0)	37 (37)	95 (95)	0 (0)	23 (23)
	芸術工学部 環境設計学科		5 (5)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	26 (26)
	工業設計学科		9 (9)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	21 (21)	0 (0)	17 (17)
	画像設計学科		8 (8)	6 (6)	1 (1)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	9 (9)
	音響設計学科		8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	19 (19)
	芸術情報設計学科		7 (7)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	13 (13)
	農学部 生物資源環境学科		59 (59)	67 (67)	1 (1)	46 (46)	173 (173)	0 (0)	21 (21)
	計	大学院 修士	543 (543)	480 (480)	19 (19)	201 (201)	1,243 (1,243)	0 (0)	462 (462)
		博士	609 (609)	543 (543)	44 (44)	241 (241)	1,437 (1,437)	0 (0)	216 (216)
		専門職	48 (48)	16 (16)	0 (0)	1 (1)	65 (65)	0 (0)	54 (54)
		学部	542 (542)	494 (494)	97 (97)	574 (574)	1,707 (1,707)	0 (0)	779 (779)

国立大学法人九州大学 意見伺いに関わる組織の移行表

平成22年度				平成23年度			変更の事由
九州大学				九州大学			
学部	学科	入学定員		学部	学科	入学定員	
文学部	人文学科	160	→	文学部	人文学科	160	
教育学部		50		教育学部		50	
法学部		200		法学部		200	
経済学部	経済・経営学科	150		経済学部	経済・経営学科	150	
	経済工学科	90			経済工学科	90	
理学部	物理学科	59		理学部	物理学科	59	
	化学科	67			化学科	67	
	地球惑星科学科	48			地球惑星科学科	48	
	数学科	54			数学科	54	
	生物学科	49			生物学科	49	
医学部	医学科	110		医学部	医学科	110	
	生命科学科	12			生命科学科	12	
	保健学科	137			保健学科	137	
歯学部	歯学科	55		歯学部	歯学科	55	
薬学部	創薬科学科	50		薬学部	創薬科学科	50	
	臨床薬学科	30			臨床薬学科	30	
工学部	建築学科	60		工学部	建築学科	60	
	電気情報工学科	158			電気情報工学科	158	
	物質科学工学科	168			物質科学工学科	168	
	地球環境工学科	150			地球環境工学科	150	
	エネルギー科学科	99			エネルギー科学科	99	
	機械航空工学科	169			機械航空工学科	169	
芸術工学部	環境設計学科	38		芸術工学部	環境設計学科	38	
	工業設計学科	48			工業設計学科	48	
	画像設計学科	38			画像設計学科	38	
	音響設計学科	38			音響設計学科	38	
	芸術情報設計学科	40			芸術情報設計学科	40	
農学部	生物資源環境学科	229		農学部	生物資源環境学科	229	
九州大学大学院				九州大学大学院			
人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16	→	人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16	
	人文基礎専攻 (D)	8			人文基礎専攻 (D)	8	
	歴史空間論専攻 (M)	20			歴史空間論専攻 (M)	20	
	歴史空間論専攻 (D)	10			歴史空間論専攻 (D)	10	
	言語・文学専攻 (M)	20			言語・文学専攻 (M)	20	
	言語・文学専攻 (D)	10			言語・文学専攻 (D)	10	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻 (M)	24		比較社会文化学府	日本社会文化専攻 (M)	24	
	日本社会文化専攻 (D)	20			日本社会文化専攻 (D)	20	
	国際社会文化専攻 (M)	26			国際社会文化専攻 (M)	26	
	国際社会文化専攻 (D)	20			国際社会文化専攻 (D)	20	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20		人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20	
	都市共生デザイン専攻 (D)	5			都市共生デザイン専攻 (D)	5	
	人間共生システム専攻 (M)	11			人間共生システム専攻 (M)	11	
	人間共生システム専攻 (D)	9			人間共生システム専攻 (D)	9	
	行動システム専攻 (M)	17			行動システム専攻 (M)	17	
	行動システム専攻 (D)	10			行動システム専攻 (D)	10	
	教育システム専攻 (M)	19			教育システム専攻 (M)	19	
	教育システム専攻 (D)	9			教育システム専攻 (D)	9	
	空間システム専攻 (M)	28			空間システム専攻 (M)	28	
	空間システム専攻 (D)	7			空間システム専攻 (D)	7	
	実践臨床心理学専攻 (P)	30			実践臨床心理学専攻 (P)	30	
法学府	法制理論専攻 (M)	72		法学府	法制理論専攻 (M)	72	
	法制理論専攻 (D)	17			法制理論専攻 (D)	17	
法務学府	実務法学専攻 (P)	80		法務学府	実務法学専攻 (P)	80	
経済学府	経済工学専攻 (M)	20		経済学府	経済工学専攻 (M)	20	
	経済工学専攻 (D)	10			経済工学専攻 (D)	10	
	経済システム専攻 (M)	27			経済システム専攻 (M)	27	
	経済システム専攻 (D)	14			経済システム専攻 (D)	14	
	産業マネジメント専攻 (P)	45			産業マネジメント専攻 (P)	45	
理学府	物理学専攻 (M)	41		理学府	物理学専攻 (M)	41	
	物理学専攻 (D)	14			物理学専攻 (D)	14	
	化学専攻 (M)	62			化学専攻 (M)	62	
	化学専攻 (D)	19			化学専攻 (D)	19	
	地球惑星科学専攻 (M)	41			地球惑星科学専攻 (M)	41	
	地球惑星科学専攻 (D)	14			地球惑星科学専攻 (D)	14	
数理学府	数理学専攻 (M)	54		数理学府	数理学専攻 (M)	54	
	数理学専攻 (D)	20			数理学専攻 (D)	20	
システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54		システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54	
医学系学府	医学専攻 (D)	107		医学系学府	医学専攻 (D)	107	
	医科学専攻 (M)	20			医科学専攻 (M)	20	
	保健学専攻 (M)	20			保健学専攻 (M)	20	
	保健学専攻 (D)	10			保健学専攻 (D)	10	
	医療経営・管理学専攻 (P)	20			医療経営・管理学専攻 (P)	20	
歯学府	歯学専攻 (D)	43		歯学府	歯学専攻 (D)	43	
薬学府	創薬科学専攻 (M)	55		薬学府	創薬科学専攻 (M)	55	

	創薬科学専攻 (D)	12	
	医療薬学専攻 (D)	14	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	21	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	19	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	19	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	21	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	17	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	19	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	17	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	17	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	25	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	26	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
		デザインストラテジー専攻 (D)	5
	システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40
		情報学専攻 (D)	14
		情報知能工学専攻 (M)	45
		情報知能工学専攻 (D)	15
		電気電子工学専攻 (M)	55
電気電子工学専攻 (D)		16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50
資源生物科学専攻 (D)		19	
環境農学専攻 (M)		75	
環境農学専攻 (D)		27	
農業資源経済学専攻 (M)		13	
農業資源経済学専攻 (D)		5	
生命機能科学専攻 (M)		106	
生命機能科学専攻 (D)		12	
生物産業創成専攻 (D)		14	
統合新領域学府		ユーザー感性学専攻 (M)	30
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	

	創薬科学専攻 (D)	12	
	医療薬学専攻 (D)	14	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	21	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	19	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	19	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	21	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	17	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	19	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	17	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	17	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	25	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	26	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
		デザインストラテジー専攻 (D)	5
	システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40
		情報学専攻 (D)	14
		情報知能工学専攻 (M)	45
		情報知能工学専攻 (D)	15
		電気電子工学専攻 (M)	55
電気電子工学専攻 (D)		16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50
資源生物科学専攻 (D)		19	
環境農学専攻 (M)		75	
環境農学専攻 (D)		27	
農業資源経済学専攻 (M)		13	
農業資源経済学専攻 (D)		5	
生命機能科学専攻 (M)		106	
生命機能科学専攻 (D)		12	
生物産業創成専攻 (D)		14	
統合新領域学府		ユーザー感性学専攻 (M)	30
	<u>ユーザー感性学専攻 (D)</u>	4 課程の変更 (意見伺い)	
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	
	<u>ライブラリーサイエンス専攻 (M)</u>	10 専攻の設置 (意見伺い)	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(統合新領域学府ユーザー感性学専攻博士後期課程)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
研 究 別	ユーザー感性学特別研究	1～3通	12					○		6	2				兼1
	小計（1科目）	—	12					—		6	2				兼1
分 野 専 門 科 目	感性科学特論	1前		2		○				3	1				兼1
	感性コミュニケーション特論	1前		2		○				2					兼1
	感性価値クリエーション特論	1前		2		○				1	1				兼1
	上級PTL演習A	1後		2				○		1	1				兼1
	上級PTL演習B	1後		2				○		2					兼1
	上級PTL演習C	1後		2				○		1	1				兼1
	小計（6科目）	—		12				—		6	2				兼1
合計（7科目）		—	12	12				—		6	2				兼1
学位又は称号	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（学術）	学位又は学科の分野			教育学・保育学関係、美術関係、工学関係										
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法							授 業 期 間 等								
<p>【修了要件】</p> <p>博士後期課程に3年以上在学し、次の履修方法により定められた授業科目を履修し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>【履修方法】</p> <p>授業科目の履修にあたっては、次の条件を満たすものとする。 ユーザー感性学特別研究 1科目：3年間で12単位</p>							1学年の学期区分			2期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業時間			90分					

教育課程等の概要

(統合新領域学府ユーザー感性学専攻 修士課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学府共通科目	科学の統合方法論	1前	1			○			2							
	小計(1科目)	—	1				—		2						—	
専攻共通科目	特別研究(1)	1前・後	2				○		10	6						
	特別研究(2)	2前・後	4				○		10	6						
	小計(2科目)	—	6				—		10	6					—	
	感性学基礎	感性科学概論	1前		2		○			3	1					
		感性コミュニケーション概論	1前		2		○			4	2		1			
		感性価値クリエーション概論	1前		2		○			3	3	1	1			
		小計(3科目)	—		6			—		10	6	1	2			—
	P T L ・ インターナシ ョン	ユーザー感性学P T L (1)	1前		2				○	3	1					
		ユーザー感性学P T L (2)	1前		2				○	4	2		1			
		ユーザー感性学P T L (3)	1前		2				○	3	3	1	1			
		ユーザー感性学P T L (4)	1後		2				○	3	1					
		ユーザー感性学P T L (5)	1後		2				○	4	2		1			
		ユーザー感性学P T L (6)	1後		2				○	3	3	1	1			
インターンシップ		1前・後		2				○	10	6	1	2				
小計(7科目)	—		14				—	10	6	1	2			—		
感性科学コース	感性人類学	1前		2		○			1							
	人間発達学	1後		2		○								兼1		
	心理物理学	1後		2		○			1							
	感覚生理心理学	1前		2		○			1							
	感情生理心理学	1後		2		○			1							
	適応行動論	1後		2		○			1							
	感性生理学	1前		2		○				1						
	感性心理学	1後		2		○								兼1		
	美学	1後		2		○								兼1		
	感性哲学	1後		2		○								兼1	集中	
	感覚生理心理学演習	1前		2			○		1	1						
	感情生理心理学演習	1後		2			○		1	1						
小計(12科目)	—		24			—		3	1				兼4	—		
コース専門科目	生涯発達心理学	1前		2		○			1							
	認知体験過程論	1前		2		○			1							
	異文化間コミュニケーション論	1後		2		○				1						
	感性表現論	2前		2		○			1							
	実践子ども学	1前		2		○			1					兼1		
	現代子ども文化論	1前		2		○				1						
	小児家族看護学	1後		2		○				1						
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	1後		2		○			1					兼3		
	小児・家族コミュニケーション演習	2前		2			○			1				兼1		
	ファシリテーション演習	1前		2			○		1							
	実践形成型フィールドワーク演習	2前		2			○		1							
	創造的ディスカッション演習	1後		2			○		1							
小計(12科目)	—		24			—		4	2				兼4	—		

感性価値クリエーションコース	次世代感性産業論	1 前	2	○	1							*演習
	ブランド価値創成論	1 前	2	○	1							*演習
	情報価値編集論	1 前	2	○		1						*演習
	関係のデザイン論	1 前	2	○	1							*演習
	景観価値形成論	1 後	2	○		1						*演習
	自然環境価値形成論	1 後	2	○					1			*演習
	地域文化デザイン論	1 後	2	○						1		*演習
	クオリティカルテ価値評価論	1 後	2	○	1	1						*演習
	プロジェクトマネジメント論	2 前	2	○								兼2 *演習
	感性価値認知論	2 前	2	○								兼1 *演習
	ユーザー参加型デザイン論	2 後	2	○								兼1 *演習
感性価値抽出論	1 後	2	○								兼1 *演習	
感性マーケティング論	1 後	2	○								兼1 *演習	
小計 (13科目)	—	26	—	3	3	1	1				兼6	—
合計 (50科目)		—	7 94	—	10	6	1	2			兼14	—
学位又は称号	修士 (感性学) 修士 (芸術工学) 修士 (工学)	学位又は学科の分野		教育学・保育学関係、美術関係、工学関係								
修了要件及び履修方法				授業期間等								
<p>(修了要件) 本専攻に2年以上在学し、36単位以上修得することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績をあげたと認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(履修方法) 指導教員の指導を受けながら次のとおり授業科目を履修し、単位を修得し、修士論文を提出するものとする。</p> <p>1. 必修科目として、科学の統合方法論、特別研究(1)及び特別研究(2)の3科目7単位</p> <p>2. ユーザー感性学基礎から2科目4単位</p> <p>3. PTL・インターンシップから3科目6単位</p> <p>4. コース専門科目のうち、自コース専門科目から5科目10単位</p> <p>5. 専攻内科目及び専攻外科目のうちから9単位(ただし、専攻外科目は、6単位までを修了要件単位に含めることができる。)</p>				1 学年の学期区分			2 学期					
				1 学期の授業期間			1 5 週					
				1 時限の授業時間			9 0 分					

授 業 科 目 の 概 要			
（統合新領域学府ユーザー感性学専攻博士後期課程）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
選択科目	感性科学特論	<p>感性を定義し、修士課程で概説している感受性、感覚、情動に加え、進化、遺伝、意識、脳機能などのキーワードを中心に感性科学の現状と展望を学習する。次に、感性を科学するための自然科学的アプローチと人文科学的アプローチからなる方法論を学ぶ。さらに、感性を科学することにより可能となった高付加価値製品やサービスの開発事例を用い、感性を重視した製品開発やコミュニケーションのあり方を学ぶ。</p> <p>（オムニバス方式／全15回）</p> <p>（1 綿貫 茂喜／6回） 感性とは何か、感性研究による新しい世界観の創造、ヒトの感性と感覚感受性、ヒトの感性と情動感受性、感性と感覚・情動感受性に関するディスカッション、総括討論（第1回～5回、15回）</p> <p>（3 樋口 重和／3回） ヒトの感性と進化、ヒトの感性と遺伝、感性と進化及び遺伝に関するディスカッション（第6回～8回）</p> <p>（2 森 周司／3回） ヒトの感性と意識、ヒトの感性と無意識、感性と意識及び無意識に関するディスカッション（第9回～第11回）</p> <p>（7 金 克 奎／3回） ヒトの脳機能の研究法、ヒトの感性と脳機能に関する研究の現状と展望、感性と脳機能に関するディスカッション（第12回～14回）</p>	オムニバス
	感性コミュニケーション特論	<p>感性コミュニケーションに関わる哲学、心理学等を始めとする人文諸科学の関連する考えを学習する。次に、修士課程で概説しているコミュニケーション、チャイルド・ライフ、暗黙知に加え、美学、文化環境、芸術創造などのキーワードを中心に感性コミュニケーション研究の現状と展望を学習する。さらに、社会現場での感性コミュニケーション分野の取り組みについての理解を深める。</p> <p>（オムニバス方式／全15回）</p> <p>（4 南 博文／11回） 感性コミュニケーションとは、コミュニケーションという見方によって開かれるもの、感性コミュニケーションの展望に関するディスカッション、子どもの発達の基本理論、チャイルド・ライフの基本知識、チャイルド・ライフに関する研究の現状と展望、文化的営みとしての生涯発達論、文化環境とコミュニケーション、総括討論（第1回～第10回、15回）</p> <p>（5 藤枝 守／4回） 感性表現論、芸術創成と感性表現、芸術創成と感性表現に関するディスカッション（第11回～第14回）</p>	オムニバス

	感性価値クリエーション特論	<p>感性価値を定義し、感性価値の抽出、形成、評価、マネジメントといった感性価値創造プロセス及びモノ・コト・場の開発に活かす戦略的方法論を学ぶ。次に、修士課程で概説しているデザイン、ブランド、価値に加え、地域文化、イノベーション、評価などのキーワードを中心に感性価値クリエーション研究の現状と展望を学習する。さらに、感性価値クリエーションが社会や産業に果たす役割と意義についての理解を深める。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(9 森田 昌嗣/4回) 感性価値クリエーションとは、感性価値デザインの現状と展望、クオリティカルテ価値評価とは、クオリティカルテ価値評価の現状と展望 (第1回、第2回、第13回、第14回)</p> <p>(6 清須美 匡洋/7回) ブランド価値創成の現状、ブランドとデザイン、ブランドとイノベーション、ブランドとイノベーションに関するディスカッション、総括討論 (第3回～第8回、15回)</p> <p>(8 池田 美奈子/4回) 編集とは何か、情報価値と編集、編集の方法、編集の応用に関するディスカッション (第9回～第12回)</p>	オムニバス
	上級PTL演習A	<p>修士課程で開講されているユーザー感性学PTL(4)を受講する修士課程の学生と共に、美術館における展示方法、食卓の照明、病院の室内環境(照明、インテリア)などの社会現場の課題にリアルタイムに取り組み、実践的に学習する。博士後期課程の学生は修士課程の学生を指導するチームリーダーとして、演習の円滑な運営を担当する。これらの実践を通じて、知の体系化を図ると共に、総合的な人間力の向上や職業的自立に必要な能力を培う。</p>	
	上級PTL演習B	<p>修士課程で開講されているユーザー感性学PTL(5)を受講する修士課程の学生と共に、子どもプロジェクト、ミュージアム・コミュニケーション、医療コミュニケーションなどの社会現場の課題にリアルタイムに取り組み、実践的に学習する。博士後期課程の学生は修士課程の学生を指導するチームリーダーとして、演習の円滑な運営を担当する。これらの実践を通じて、知の体系化を図ると共に、総合的な人間力の向上や職業的自立に必要な能力を培う。</p>	
	上級PTL演習C	<p>修士課程で開講されているユーザー感性学PTL(6)を受講する修士課程の学生と共に、博多駅の未来デザイン、地域産業ルネサンス、福岡市トータルブランドデザインなどの社会現場の課題にリアルタイムに取り組み、実践的に学習する。博士後期課程の学生は修士課程の学生を指導するチームリーダーとして、演習の円滑な運営を担当する。これらの実践を通じて、知の体系化を図ると共に、総合的な人間力の向上や職業的自立に必要な能力を培う。</p>	
必修科目	ユーザー感性学特別研究	<p>ユーザー感性学特別研究は、院生ひとりひとりが専攻の学修を総括するために実施する研究である。院生は感性についての広い視野の下に、自主的な課題設定、課題解決のための仮説考案、検証方法の決定、仮説検証、体系的説明という一連の知識創造プロセスに自ら取り組む。院生は、論文、成果発表等により本専攻で涵養した能力を総合的に実証することが求められる。担当指導教員は研究計画の立案、実行、論文、発表等を指導する。特別研究が専攻修了にふさわしい能力を実証しているかどうかは複数の教員が判定する。各教員の指導担当は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 綿貫 茂喜：感覚生理、感情生理、生理人類学に関連した研究 2 森 周司：認知科学、認知心理学、知覚心理学に関連した研究 3 樋口 重和：感性人類学、適応行動に関連した研究 4 南 博文：チャイルド・ライフ、環境心理、発達心理に関連した研究 5 藤枝 守：音による感性表現、サウンドデザイン、音環境に関連した研究 6 清須美 匡洋：ブランド価値創成、プロモーションデザインに関連した研究 7 金 亮 奎：感性生理学、美学、集団形成に関連した研究 8 池田 美奈子：情報価値編集、情報デザイン、地域ブランドに関連した研究 	

箱崎地区

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号 Tel.092-642-2111（代表）

病院地区

〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1-1 Tel.092-641-1151（代表）

筑紫地区

〒816-8580 春日市春日公園6丁目1番地 Tel.092-583-7555（代表）

六本松地区

〒810-8560 福岡市中央区六本松4丁目2-1 Tel.092-726-4555（代表）

大橋地区

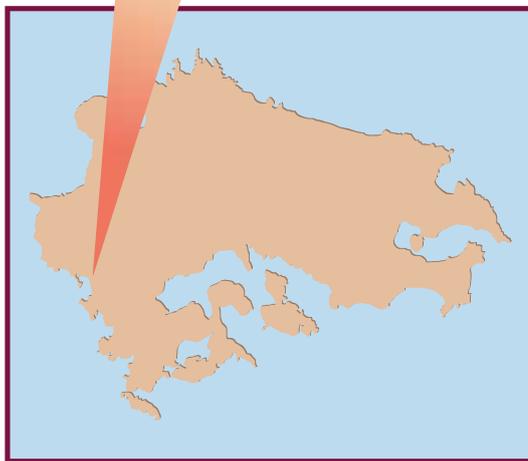
〒815-8540 福岡市南区塩原4丁目9番1号 Tel.092-553-4400（代表）

伊都地区

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 Tel.092-802-2708（代表）

その他の地区

生体防御医学研究所附属病院	〒874-0838 大分県別府市大字鶴見字鶴見原 4546 Tel.0977-27-1600
理学府附属臨海実験所	〒863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡 2231 Tel.0969-35-0003
理学研究院附属地震火山観測研究センター	〒855-0843 長崎県島原市新山 2-5643-29 Tel.0957-62-6621
薬学部附属薬用植物園	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 Tel.092-947-0089
農学部附属農場	〒092-612-2862 福岡県粕屋郡粕屋町大字原町 111
農学部附属農場（高原農業実験実習所）	〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹 4045-4 Tel.0974-76-1377
農学部附属演習林（福岡演習林）	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 Tel.092-948-3101
農学部附属演習林（宮崎演習林）	〒883-0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内 949 Tel.0983-38-1116
農学部附属演習林（北海道演習林）	〒089-3705 北海道足寄郡足寄町北5条 1-85 Tel.01562-5-2608
生物資源環境科学府附属水産実験所	〒811-3304 福岡県福津市津屋崎 2506 Tel.0940-52-0163
西新プラザ	〒814-0002 福岡市早良区西新 2-16 Tel.092-831-8104
東京オフィス	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-3 Tel.03-3211-8825 丸の内仲通りビル 7 階 7 1 3 区



Published by Kyushu University
6-10-1 Hakozaki, Higashi-Ku, Fukuoka 812-8581 JAPAN

②最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



<アクセス>

- 【空路】 福岡空港 →(地下鉄空港線)→地下鉄「中洲川端駅」下車、
貝塚方面へ乗換→(地下鉄箱崎線)→「箱崎九大前駅」で下車
- 【JR】 「JR博多駅」→「JR箱崎駅」で下車
- 【西鉄】 西鉄福岡駅→(地下鉄)→箱崎九大前駅で下車

③校舎の配置図



目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 委員会等（第31条～第37条）
- 第6章 教授会等（第38条～第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】【大学設置基準第2条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科

薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2 各学部は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。【大学設置基準第2条の2】

3 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

4 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。【学教法第97条】

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。【学教法第99条】

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。【学教法第99条】

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。【大学院設置基準第6条】

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
比較社会文化学府	日本社会文化専攻、国際社会文化専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻

システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	医療薬科学専攻、創薬科学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>

備考

各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻、薬学府創薬科学専攻及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年だけの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

- 2 各学府は、学府又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。【大学院設置基準第1条の2】
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。【大学院設置基準第4条第1項】
- 4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。【大学院設置基準第3条第1項】
- 5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。【専門職大学院設置基準第4条第1項、第18条】
- 6 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 7 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

【大学院設置基準第7条の3】

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

第7条の2 本学に、高度な研究活動を推進する全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部、歯学部及び生体防御医学研究所に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(健康科学センター)

第11条 本学に、健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職

員、学生等の健康管理及び体育指導に関する専門的業務を行うための施設として、健康科学センターを置く。

2 健康科学センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の2 次の表に掲げる附置研究所等は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(学内共同教育研究施設)

第13条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

【学教法第96条】

- (1) 生物環境調節センター
- (2) 熱帯農学研究センター
- (3) アイソトープ総合センター
- (4) 中央分析センター
- (5) 留学生センター
- (6) 総合研究博物館
- (7) システムL S I 研究センター
- (8) 宙空環境研究センター
- (9) 韓国研究センター
- (10) 医療系統合教育研究センター
- (11) 高等教育開発推進センター
- (12) 超伝導システム科学研究センター
- (13) 感性融合デザインセンター
- (14) 産学連携センター
- (15) 超高压電子顕微鏡室
- (16) 環境安全センター
- (17) 西部地区自然災害資料センター
- (18) 電離気体実験施設
- (19) 大学文書館
- (20) ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

- (21) アドミッションセンター
- (22) 水素エネルギー国際研究センター
- (23) 未来化学創造センター
- (24) バイオアーキテクチャーセンター
- (25) 鉄鋼リサーチセンター
- (26) デジタルメディシン・イニシアティブ
- (27) アジア総合政策センター
- (28) 低温センター
- (29) 産業技術数理研究センター
- (30) 加速器・ビーム応用科学センター
- (31) 稲盛フロンティア研究センター
- (32) 炭素資源国際教育研究センター
- (33) シンクロトロン光利用研究センター
- (34) 先端融合医療創成センター
- (35) 伊藤プラズマ乱流研究センター
- (36) 国際教育センター
- (37) 有体物管理センター
- (38) 分子システム科学センター

2 各学内共同教育研究施設の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院及び附置研究所に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、動物実験施設
工学研究院	循環型社会システム工学研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター
生体防御医学研究所	遺伝情報実験センター、生体多階層システム研究センター、感染ネッ

	トワーク研究センター
応用力学研究所	東アジア海洋大気環境研究センター、高温プラズマ力学研究センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(機構)

第15条 本学に、特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、機構を置く。
2 前項の機構は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該機構の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

機 構	目 的
高等教育機構	(1) 学部教育及び学府教育に関する共通事項の企画、実施及び支援 (2) 教育の質の保証に関する企画、実施及び支援 (3) 入学者選抜に関する企画及び支援 (4) 学生生活、修学、就職及び進学の支援に関する企画及び実施 (5) 大学全体として組織的に行う教育内容・方法等に係る研究や研修に関する企画、実施及び支援 (6) 教育改革に関する企画、実施及び支援
学術研究推進機構	(1) 学術研究の将来戦略等の策定 (2) COE形成に相応しい多様な研究グループの組織化の推進 (3) 全学的視野に立った研究所、学内共同教育研究施設等の研究組織のあり方等の検討
産学連携推進機構	(1) 産学連携のための研究協力及び学術交流の推進 (2) 共同研究成果の技術移転の推進 (3) ベンチャー・ビジネスを指向した研究開発及び人材開発の推進
国際交流推進機構	(1) 学術の国際交流の推進 (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進 (3) アジアの総合研究等の推進

3 各機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

--	--

推進室等	目 的
教育改革企画支援室	教育改革に関する事項を企画及び支援すること。
研究戦略企画室	戦略的研究企画を機動的及び積極的に推進し、研究の活性化、高度化、個性化を図ること。
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
知的財産本部	知的財産の創出、取得、管理及び活用を総合的及び戦略的に実施するとともに、産学官連携を推進し、教育研究の活性化に資すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
教育国際化推進室	教育の国際化推進を支援すること。
大学評価情報室	評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関すること。
新キャンパス計画推進室	新キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生及びエネルギー管理の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
百周年記念事業推進室	百周年記念事業を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

第3章 役員、職員等

（役員）

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手(「教務助手」と称する。)とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、その職務を助けるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。【学教法第92条】

(総長特別補佐)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、総長の指定した職務を助けるため、総長特別補佐若干人を置く。

2 総長特別補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター及び情報基盤研究開発センター(以下「部局」という。)に長(以下「部局長」という。)を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 部局長の選考手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

4 各部局に、部局長を補佐する副部局長を置くことができる。

5 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

(施設長等)

第26条 学内共同教育研究施設に長(以下「施設長」という。)を置く。

2 施設長は、第13条第2項に規定する規則の規定により選考された者とする。

3 施設長は、当該学内共同教育研究施設の業務を掌理する。

4 各学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議

(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(総長選考会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 委員会等

(委員会等)

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、予算管理委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、管理運営等に係る全学的な重要事項を審議し、又は全学の連絡調整を行うため、部局長会議を置く。

第35条 本学に、入学試験に関する重要事項を審議するため、入学試験審議会を置く。

第36条 本学に、学生の厚生補導に関する重要事項を審議するため、学生委員会を置く。

第36条の2 本学に、学部教育及び学府教育に関する重要事項を審議するため、高等教育審議会を置く。

第36条の3 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント防止委員会を置く。

第36条の4 本学に、研究活動における不正行為の防止に関する事項を審議するため、研究不正防止委員会を置く。

第36条の5 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条の6 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 教授会等

第38条 部局(病院及び附属図書館を除く。)に、当該部局の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。【学教法第93条】

第39条 学内共同教育研究施設に、当該施設の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、運営委員会等を置く。

第40条 教授会及び第13条第1項第1号から第14号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則(平成16年度九大規則第8号)で定める。

第7章 雑則

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則(昭和46年4月8日施行)等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者(以下「在学者」という。)の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部(以下「芸術工学部」という。)又は九州大学大学院芸術工学府(以下「芸術工学府」という。)において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則(平成5年4月1日施行)等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところに

よる。

- 6 第13条第1項に規定するシステムL S I研究センターは平成23年3月31日まで、宙空環境研究センターは平成24年3月31日まで、超伝導システム科学研究センターは平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 7 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 8 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定する産業技術数理研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 4 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定する稲盛フロンティア研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系

学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第13条第1項に規定する炭素資源国際教育研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

4 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新学則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の感染ネットワーク研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第33号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

3 新規則第13条第34号に規定する先端融合医療創成センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第35号に規定する伊藤プラズマ乱流研究センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。

3 新規則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第36号に規定する国際教育センターは、平成26年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第12条の2第1項に規定する共同利用・共同研究拠点は、文部科学大臣の認定期間

である平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間存続するものとする。

4 新規則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の生体多階層システム研究センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

5 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第7項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

1 この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは平成27年3月31日まで、分子システム科学センターは平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)														
(略)	(略)														
第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。	第6条 (同左)														
(略)	(略)														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>生物資源環境科学府</td> <td>資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻、<u>ライブラリーサイエンス専攻</u></td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)	(略)	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻	統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(同左)	(同左)	統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻
学 府	専 攻														
(略)	(略)														
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻														
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>														
学 府	専 攻														
(同左)	(同左)														
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモータイブサイエンス専攻														
<p>備考</p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び統合新領域学府<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>	<p>備考</p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び統合新領域学府ユーザー感性学<u>専攻</u>は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>															

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第7項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

（在学期間の限度）

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とす

る。

2 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

（定員）

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（学年及び学期）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府において定める。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

（休業日）

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

（入学の時期）

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、各学府において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

（修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの 【学教法第102条、学教法規則第155条】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (7) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に入学させることができる。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第9号、第11条第6号及び前条第1項第7号の入学資格審査の実施方法等については、各学府において、別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、各学府において、別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付(入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請)及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、各学府の定めるところにより選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願出たときは、学年の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学願を提出するものとする。

2 学府長は、当該学府教授会において転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可する。

(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願出たときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

(編入学)

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府において別に定める。

(再入学等の手續及び許可)

第17条の3 再入学、転学(第16条の転学を除く。)及び編入学(以下「再入学等」という。)

に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第17条の4 本大学院の学府（専門職大学院を除く。）は、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学府は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。 **【大学院設置基準第11条】**

(大学院共通教育)

第17条の5 本大学院に、各学府が編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院共通教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。 **【大学院設置基準第12条】**

2 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

3 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】**

4 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府において別に定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 各学府において、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学府が定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、各学府において、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 各学府は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学府は、学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあつては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条の4 各学府は、当該学府の授業科目の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 **【大学院設置基準第14条の3】**

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府の定めるところにより、指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもってあらわし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学府が教育研究上必要と認めるときは、当該学府が定めるところにより、各授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、A+、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とすることができるものとする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 各学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第24条 前2条の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて10単位を超えないものとする。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

- 2 前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、10単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、各学府の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

- 第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

(博士課程の修了要件)

- 第28条 博士課程(医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 2 第2条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

- 3 各学府において必要と認めるときは、第1項(前項の規定に基づき適用する場合を含む。)の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同様以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 5 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められ

た授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の修了要件)

第29条 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に4年以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準36条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の2 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者)については、当該課程における在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査し、決定する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、総長は、学府長の申請により、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、総長の承認を得て、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては

3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

（表彰）

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第38条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は、総長の承認を得て、除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は除籍する。

(1) 入学料の一部を免除又は徴収を猶予された者が、所定の期日までに納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

（懲戒）

第40条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、総長の命により、学府長が懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料）

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	4月30日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	10月31日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認め

られる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の

適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

- 2 第18条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

- 第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

- 第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

- 第56条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、専門職大学院(法科大学院を除く。)が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

- 2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

- 3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(専門職学位課程の在学期間の短縮)

- 第57条 専門職大学院は、第25条第1項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

(法科大学院の法学既修者)

- 第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則(昭和

50年5月20日施行)等の規定によるものとする。

附 則 (平成16年度九大規則第195号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第33号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第60号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	8	8	8	196 うち修士課程 112 博士後期課程 84
	歴史空間論専攻	20	20	10	10	10	
	言語・文学専攻	20	20	10	10	10	
	計	56	56	28	28	28	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	24	24	20	20	20	220 うち修士課程 100 博士後期課程 120
	国際社会文化専攻	26	26	20	20	20	
	計	50	50	40	40	40	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	7	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	—	<u>193</u> うち修士課程 <u>134</u> 博士後期課程 <u>59</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	4	
	(政治学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	3	
	計	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	25	

経済学府	経済工学専攻	20	20	10	10	10	166 うち修士課程 94 博士後期課程 72
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47	47	24	24	24	
理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>20</u>	168 うち修士課程 108 博士後期課程 <u>60</u>
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	110 うち修士課程 80 博士後期課程 <u>30</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>10</u>	
	計	40	40	10	10	<u>10</u>	
薬学府	創薬科学専攻	55	<u>55</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	計	55	55	26	26	26	
工学府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	946 うち修士課程 <u>586</u> 博士後期課程 <u>360</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>7</u>	
	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>8</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	

	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>62</u>	19	<u>19</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>30</u>	9	<u>9</u>	—	
	航空宇宙工学専攻	26	26	12	12	12	
	(機械科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	<u>15</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	
	計	293	<u>293</u>	120	120	<u>120</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	92	92	25	25	25	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	デザインストラテジー専攻	28	28	5	5	5	
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>14</u>	415 うち修士課程 280 博士後期課程 135
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>15</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>16</u>	
	計	140	140	45	45	<u>45</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	508 うち修士課程 328 博士後期課程 180
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>12</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>9</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>11</u>	
	計	164	164	60	60	<u>60</u>	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	<u>50</u>	19	<u>19</u>	—	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	75	<u>75</u>	27	<u>27</u>	—	
	農業資源経済学専攻	13	<u>13</u>	5	<u>5</u>	—	
	生命機能科学専攻	106	<u>106</u>	12	<u>12</u>	—	

	生物産業創成専攻	—	<u>二</u>	14	<u>14</u>	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	10	
	(植物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	13	
	(生物機能科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	11	
	(動物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	5	
	(生産環境科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	8	
	(森林資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	6	
	計	244	<u>244</u>	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	<u>4</u>	—	—	<u>137</u> うち修士課程 <u>112</u> 博士後期課程 <u>25</u>
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<u>10</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	<u>61</u>	51	<u>11</u>	7	<u>7</u>	
総	計	<u>1,635</u>	<u>1,615</u>	<u>595</u>	<u>591</u>	<u>599</u>	<u>5,035</u> うち修士課程 <u>3,250</u> 博士後期課程 <u>1,785</u>

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		博士課程					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>54</u>	38	<u>254</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
総 計		204	204	204	<u>204</u>	38	<u>854</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員			収 容 定 員
		専門職学位課程			
		1年次	2年次	3年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	80	<u>80</u>	100	<u>260</u>
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総	計	175	<u>175</u>	100	<u>450</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部改正について（案）

平成 22 年度九大規則第 号
 施行：平成 23 年 4 月 1 日

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
(略)	(略)
(定員) 第 6 条 各学府の学生の定員は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。 (略)	(定員) 第 6 条 (同左)
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

新

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
法学府	法政理論専攻	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	—	<u>193</u> うち修士課程 <u>134</u> 博士後期課程 <u>59</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>—</u>	—	—	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>—</u>	—	—	4	
	(政治学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	3	
	計	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	25	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>20</u>	<u>168</u> うち修士課程 108 博士後期課程 <u>60</u>
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	<u>110</u> うち修士課程 80 博士後期課程 <u>30</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>10</u>	
	計	40	40	10	10	<u>10</u>	
薬学府	創薬科学専攻	55	<u>55</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	計	55	55	26	26	26	
工学府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	<u>946</u> うち修士課程 <u>586</u> 博士後期課程 <u>360</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>7</u>	
	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	

	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>8</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>62</u>	19	<u>19</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>30</u>	9	<u>9</u>	—	
	航空工学専攻	26	26	12	12	<u>12</u>	
	(機械科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	<u>15</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	
	計	293	<u>293</u>	120	120	<u>120</u>	
(略)							
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>14</u>	<u>415</u> うち修士課程 <u>280</u> 博士後期課程 <u>135</u>
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>15</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>16</u>	
	計	140	140	45	45	<u>45</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	<u>508</u> うち修士課程 <u>328</u> 博士後期課程 <u>180</u>
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>12</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>9</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>11</u>	
	計	164	164	60	60	<u>60</u>	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	<u>50</u>	19	<u>19</u>	—	<u>719</u> うち修士課程 <u>488</u> 博士後期課程 <u>231</u>
	環境農学専攻	75	<u>75</u>	27	<u>27</u>	—	
	農業資源経済学専攻	13	<u>13</u>	5	<u>5</u>	—	
	生命機能科学専攻	106	<u>106</u>	12	<u>12</u>	—	
	生物産業創成専攻	—	<u>—</u>	14	<u>14</u>	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	10	
	(植物資源科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	

	(生物機能科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	11	
	(動物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	5	
	(生産環境科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	8	
	(森林資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	6	
	計	244	<u>244</u>	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	<u>4</u>	—	—	<u>137</u>
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	<u>7</u>	うち修士課程 <u>112</u> 博士後期課程 <u>25</u>
	<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<u>10</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	<u>61</u>	51	<u>11</u>	7	<u>7</u>	
総 計		<u>1,635</u>	<u>1,615</u>	<u>595</u>	<u>591</u>	<u>599</u>	<u>5,035</u> うち修士課程 <u>3,250</u> 博士後期課程 <u>1,785</u>

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>54</u>	38	<u>254</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	<u>107</u>	—	428
(略)							
総 計		204	204	204	<u>204</u>	38	<u>854</u>

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		博 士 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
(略)					
法務学府	実務法学専攻	80	<u>80</u>	100	<u>260</u>
(略)					
総 計		175	<u>175</u>	100	<u>450</u>

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

旧

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
法学府	法政理論専攻	72	<u>二</u>	17	<u>二</u>	—	<u>189</u> うち修士課程 <u>122</u> 博士後期課程 <u>67</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>12</u>	—	<u>6</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>10</u>	—	<u>5</u>	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>15</u>	—	<u>7</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>6</u>	—	<u>4</u>	4	
	(政治学専攻)	—	<u>7</u>	—	<u>3</u>	3	
	計	72	<u>50</u>	17	<u>25</u>	25	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>26</u>	<u>174</u> うち修士課程 108 博士後期課程 <u>66</u>
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	<u>100</u> うち修士課程 80 博士後期課程 <u>20</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>二</u>	
	計	40	40	10	10	<u>二</u>	
薬学府	創薬科学専攻	55	<u>二</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	(医療薬科学専攻)	<u>二</u>	<u>30</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	(創薬科学専攻)	<u>二</u>	<u>25</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	55	55	26	26	26	
工学府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	<u>924</u> うち修士課程 <u>558</u> 博士後期課程 <u>366</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>9</u>	

	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>9</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>二</u>	19	<u>二</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>二</u>	9	<u>二</u>	—	
	航空工学専攻	26	26	12	12	<u>13</u>	
	(機械科学専攻)	—	<u>37</u>	—	<u>15</u>	<u>17</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>27</u>	—	<u>13</u>	13	
	計	293	<u>265</u>	120	120	<u>126</u>	
(略)							
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>二</u>	<u>421</u> うち修士課程 280 博士後期課程 <u>141</u>
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>二</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>二</u>	
	(情報理学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>9</u>	
	(知能システム学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>12</u>	
	(情報工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>13</u>	
	(電気電子システム工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>9</u>	
	(電子デバイス工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>8</u>	
	計	140	140	45	45	<u>51</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>17</u>	<u>524</u> うち修士課程 328 博士後期課程 <u>196</u>
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>17</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>16</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>12</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>14</u>	
	計	164	164	60	60	<u>76</u>	

生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	二	19	二	—	636 うち修士課程 405 博士後期課程 231
	環境農学専攻	75	二	27	二	—	
	農業資源経済学専攻	13	二	5	二	—	
	生命機能科学専攻	106	二	12	二	—	
	生物産業創成専攻	—	二	14	二	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	21	—	10	10	
	(植物資源科学専攻)	—	27	—	13	13	
	(生物機能科学専攻)	—	22	—	11	11	
	(動物資源科学専攻)	—	19	—	9	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	10	—	5	5	
	(生産環境科学専攻)	—	17	—	8	8	
	(森林資源科学専攻)	—	31	—	15	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	14	—	6	6	
	計	244	161	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	二	—	—	116 うち修士課程 102 博士後期課程 14
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	二	
	計	51	51	7	7	二	
総計		1,625	1,492	591	599	616	4,923 うち修士課程 3,117 博士後期課程 1,806

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>38</u>	38	<u>238</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	二	—	428
	（機能制御医学専攻）	二	二	二	<u>21</u>	二	
	（生殖発達医学専攻）	二	二	二	<u>9</u>	二	
	（病態医学専攻）	二	二	二	<u>16</u>	二	
	（臓器機能医学専攻）	二	二	二	<u>31</u>	二	
	（分子常態医学専攻）	二	二	二	<u>20</u>	二	
	（環境社会医学専攻）	二	二	二	<u>10</u>	二	
	計	107	107	107	107	—	
（略）							
総 計		204	204	204	<u>188</u>	38	<u>838</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		博 士 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
（略）					
法務学府	実務法学専攻	80	<u>100</u>	100	<u>280</u>
（略）					
総 計		175	<u>195</u>	100	<u>470</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号

施行：平成16年 4月 1日

最終改正：平成23年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府において別に定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程（以下「医学系及び歯学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系及び歯学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府において定める。ただし、博士後期課程、医学系及び歯学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定する。
- 2 前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
(審査結果の報告)
- 第15条 学府教授会が、前条の決定を行ったときは、その氏名、論文審査要旨、最終試験の成績及び議決の結果を、文書をもって、総長に報告しなければならない。
(論文提出による博士)
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
(専門職学位の授与)
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府において別に定める。
(学位記の授与)
- 第22条 総長は、第15条(第20条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業の認定、修士課程修了の認定及び専門職大学院の課程修了の認定の報告に基づき、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
(学位授与の報告等)
- 第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
(学位論文の公表)
- 第24条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を

印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があつたときは、総長は、高等教育審議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 高等教育審議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者（21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。）については、九州大学学位規則（昭和32年11月19日施行）の規定によるものとする。
- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記	
(本籍(都道府県名))	
学部印	氏 名
	年 月 日 生
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める	
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当
	九州大学芸術工学部長 印
本学芸術工学部長の認定により学士(芸術工学)の学位を授与する	
大学印	九州大学総長 印
第 号	

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める 年 月 日 九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長 印		
本学大学院芸術工学府長の認定により修士 (芸術工学) の学位を授与する 大 学 印 九州大学総長 印		
芸修第 号		

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める 年 月 日 九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長 印		
本学大学院芸術工学府長の認定により博士 (〇〇) の学位を授与する 大 学 印 九州大学総長 印		
芸博甲第 号		

附 則 (平成16年度九大規則203号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第55号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第19号)
この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第118号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第74号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
文学部	学士 (文学) 学士 (学術)
教育学部	学士 (教育学) 学士 (学術)
法学部	学士 (法学) 学士 (学術)
経済学部	学士 (経済学) 学士 (学術)
理学部	学士 (理学) 学士 (学術)
医学部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学) 学士 (学術)
歯学部	学士 (歯学)
薬学部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学) 学士 (学術)
工学部	学士 (工学) 学士 (学術)
芸術工学部	学士 (芸術工学) 学士 (学術)
農学部	学士 (農学) 学士 (学術)

備考 各学部の専攻分野の名称中「学術」については、21世紀プログラムの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士 (文学)	博士 (文学)

比較社会文化学府	修士（比較社会文化） 修士（理学）	博士（比較社会文化） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）
経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	—————	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学）	博士（感性学）

修士 (芸術工学)	博士 (芸術工学)
修士 (工学)	博士 (工学)
修士 (オートモーティブサイエンス)	博士 (オートモーティブサイエンス)
修士 (ライブラリーサイエンス)	博士 (学術)
修士 (学術)	

別表第3 (専門職学位)

専門職大学院	学位の名称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士 (専門職)
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士 (専門職)
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士 (専門職)
法科大学院 (法務学府実務法学専攻)	法務博士 (専門職)

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者 (21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者を除く。) に授与する学位記の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">学 部 印</div>	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 九州大学〇〇学部長 印	
本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したので学士 (〇〇) の学位を授与する 九州大学総長 印	
第 号	

(2) 第3条により21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者に授与する学位記の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">学 部 印</div>	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生
本学所定の二十一世紀プログラムの課程を修めたので本学の卒業を認め学士 (学術) の学位を授与する	

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大 学 印</div>	年 月 日 九州大学総長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">印</div>
第 号		

(3) 第4条第1項により修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">印</div>
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(4) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">印</div>
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(5) 第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">印</div>
△博甲第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年 月 日生
本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する
年 月 日
九州大学
△専第 号
印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(7) 第6条により法科大学院(法務学府実務法学専攻)の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年 月 日生
本学法科大学院(法務学府実務法学専攻)の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する
年 月 日
九州大学
法専第 号
印

(8) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

学位記 (本籍(都道府県名)) 氏名 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
年 月 日
九州大学
△博第 号
印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(9) 学位申請関係書類の様式
ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日
九州大学総長殿
○○学府○○学専攻

〇〇年入学
氏名印

学位論文審査願

このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日

九州大学総長殿

本籍：
氏名： 印

学位申請書

貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。
なお所定の手数料を納入いたします。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録

区分 甲乙

氏 名

主論文 1 編〇冊

題 名

(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))

参考論文 〇編〇冊

題 名

1

2 (同上)

3

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が 2 以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書

区分 甲乙

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県	
現 住 所	都道 府県 区市 郡 町 村 番地	
学 歴 年 月 日 年 月 日		
職 歴 年 月 日 年 月 日		
研究歴 年 月 日 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏 名 印		

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学位規則新旧対照表（関係分）

(新)			(旧)		
(略)			(略)		
(学位の名称) 第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。			(学位の名称) 第26条 (同左)		
(略)			(略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (修士の学位及び博士の学位)			別表第2 (修士の学位及び博士の学位)		
学 府	学 位 の 名 称		学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士		修 士	博 士
(略)			(略)		
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）	生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学）	<u>博士（感性学）</u>	統合新領域学府	修士（感性学）	博士（オートモーティブサイエンス） 博士（工学） 博士（学術）
	修士（芸術工学）	<u>博士（芸術工学）</u>		修士（芸術工学）	
	修士（工学）	博士（工学）		修士（工学）	
	修士（オートモーティブサイエンス）	博士（オートモーティブサイエンス）		修士（オートモーティブサイエンス）	
	<u>修士（ライブラリーサイエンス）</u>	博士（学術）		修士（学術）	
修士（学術）					
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
別記様式 (略)			別記様式 (略)		
附 則					
この規則は、平成23年4月1日から施行する。					

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

第3条 本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会が定める。

(学期)

第5条 1学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法、試験等)

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、統合新領域学府長(以下「本学府長」という。)に届け出なければならない。

2 指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会で定めるところにより、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の承認を得た方法により各授業科目の授業担任者が、これを行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学専攻修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては2単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該

課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上(他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において12単位以上)、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上(他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において15単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第15条 修士論文は、在学期間中、本学府教授会の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本学府教授会において定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第105号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1

ユーザー感性学専攻 (修士課程)

一 履修方法

- 1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「学府共通科目」について 1 科目 1 単位
 2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
 3. 科目区分「ユーザー感性学基礎」について 2 科目 4 単位
 4. 科目区分「P T L・インターンシップ」について 3 科目 6 単位
 5. 科目区分「コース専門科目」のうち、自らが履修するコースの科目について 5 科目 10 単位
 6. 次に掲げる科目について 9 単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、6 単位までとする。）
 - (1) ユーザー感性学専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究（1）	2
		特別研究（2）	4
	ユーザー感性学基礎	感性科学概論	2
		感性コミュニケーション概論	2
		感性価値クリエーション概論	2
	P T L・インターンシップ	ユーザー感性学 P T L（1）	2
		ユーザー感性学 P T L（2）	2
		ユーザー感性学 P T L（3）	2
		ユーザー感性学 P T L（4）	2
		ユーザー感性学 P T L（5）	2
		ユーザー感性学 P T L（6）	2
インターンシップ		2	
コース専門科目	感性科学コース	感性人類学	2

	人間発達学	2
	心理物理学	2
	感覚生理心理学	2
	感情生理心理学	2
	適応行動論	2
	感性生理学	2
	感性心理学	2
	美学	2
	感性哲学	2
	感覚生理心理学演習	2
	感情生理心理学演習	2
感性コミュニケーションコース	生涯発達心理学	2
	認知体験過程論	2
	異文化間コミュニケーション論	2
	感性表現論	2
	実践子ども学	2
	現代子ども文化論	2
	小児家族看護学	2
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	2
	小児・家族コミュニケーション演習	2
	ファシリテーション演習	2
	実践形成型フィールドワーク演習	2
	創造的ディスカッション演習	2
感性価値クリエーションコース	次世代感性産業論	2

	ブランド価値創成論	2
	情報価値編集論	2
	関係のデザイン論	2
	景観価値形成論	2
	自然環境価値形成論	2
	地域文化デザイン論	2
	クオリティカルテ価値評価論	2
	プロジェクトマネジメント論	2
	感性価値認知論	2
	ユーザー参加型デザイン論	2
	感性価値抽出論	2
	感性マーケティング論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

特別研究 1 科目 1 2 単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級 P T L 演習 A	2
	上級 P T L 演習 B	2
	上級 P T L 演習 C	2
特別研究	ユーザー感性学特別研究	1 2

別表第2

オートモーティブサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 4 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について7科目16単位（ただし、オートモーティブサイエンス演習Ⅰ～Ⅳ又は経営管理演習Ⅰ～Ⅳについては、いずれかの4科目8単位を履修する。）
3. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について7科目14単位（自らが履修する分野の概論科目1科目2単位を含む。）
4. 次に掲げる科目について7単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4単位までとする。）
 - (1) オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2及び3の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目		オートモーティブサイエンス概論	1
		インターンシップ	3
		オートモーティブサイエンス演習Ⅰ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅱ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅲ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅳ	2
		経営管理演習Ⅰ	2
		経営管理演習Ⅱ	2
		経営管理演習Ⅲ	2
		経営管理演習Ⅳ	2
		国際コミュニケーション演習	4
分野専門科目	先端材料科学分野	概論科目	
		オートモーティブ先端材料科学概論	2
		自動車用鉄鋼材料学	2

		自動車用材料の接合および複合学	2
		塑性変形学	2
		自動車用非鉄金属材料制御学	2
		エネルギー材料科学	2
		自動車用高分子材料学	2
		セラミック材料物性学	2
		自動車用触媒科学	2
		オートモーティブ環境科学 I	2
		自動車用表示材料特論	2
ダイナミクス 分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論	2
		構造・動力学特論	2
		構造・動力学演習	2
		自動車空気力学特論	2
		自動車空気力学演習	2
		自動車動力源特論	2
		自動車動力源演習	2
		モビリティ環境科学	2
		自動車強度学特論	2
		高剛性自動車構造学特論	2
情報制御学分 分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2
		制御理論	2
		組込みハードウェア特論	2
		組込みソフトウェア特論	2
		計算機シミュレーション特論	2

		移動体通信特論	2
		自動車センサーシステム特論	2
		自動車パワーエレクトロニクス特論	2
		自動車情報計測制御演習	2
		自動車情報計測制御実習	2
		自動車電子デバイス特論	2
人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
		エクステリア・エアロ デザイン	2
		インテリア・インタフェース デザイン	2
		自動車感性評価学	2
		交通心理学	2
		自動車安全文化論	2
		自動車応用利用論	2
		車と人間	2
		海外都市計画	2
		交通情報・誘導学	2
		交通流工学	2
		オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
社会科学分野	概論科目	自動車産業概論	2
		経営管理特論	2
		企業戦略マネジメント	2
		イノベーション・マネジメント	2
		プロダクション・マネジメント	2
		市場システム分析	2
		グローバル経営	2

	エコロジーの経済	2
	交通の経済学	2
	産業法規特論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 1 5 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」 2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」 1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	リサーチ・ワークショップ	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究 A	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 B	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 C	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 D	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 E	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 F	1 2

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位

2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位

3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位

4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位

5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位

6. 次に掲げる科目について2単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。）

(1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。）

(2) 本学府他専攻の授業科目

(3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	科学の統合方法論	1
特別研究	特別研究Ⅰ	2
	特別研究Ⅱ	4
基礎科目	情報マネジメント論	2
	情報システム論	2
	情報サービス論	2
	情報法制論	2
	学習科学	2
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンスPTLⅠ	2
	ライブラリーサイエンスPTLⅡ	2
	インターンシップ	1
専門科目	情報テキスト論	2
	情報リテラシー論	2
	コミュニケーション論	2

<u>インターネットの情報法制</u>	<u>2</u>
<u>図書館マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>図書館政策論</u>	<u>2</u>
<u>レファレンスサービス論</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー資料論</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー特殊資料論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録管理政策論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録活動論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録資料論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録特殊資料論</u>	<u>2</u>
<u>情報評価分析論</u>	<u>2</u>
<u>情報組織化論</u>	<u>2</u>
<u>数理統計</u>	<u>2</u>
<u>自然言語解析</u>	<u>2</u>
<u>データマイニング</u>	<u>2</u>
<u>情報セキュリティ論</u>	<u>2</u>
<u>情報リテラシー演習</u>	<u>2</u>
<u>コミュニケーション演習</u>	<u>2</u>
<u>レファレンスサービス演習</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー資料演習</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー特殊資料演習</u>	<u>2</u>
<u>文書記録資料演習</u>	<u>2</u>
<u>文書記録特殊資料演習</u>	<u>2</u>

<u>データベース演習</u>	<u>2</u>
<u>構造化文書運用演習</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 I</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 II</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 III</u>	<u>2</u>

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2、<u>ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位、<u>ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては2単位を限度として</u>課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上、<u>ライブラリーサイエンス専攻にあつては40単位以上</u>を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、<u>ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において12単位以上）、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において15単位以上）</u>を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関し</p>	<p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、53単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において15単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p>

ては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(略)

新

別表第1

ユーザー感性学専攻
(修士課程)

(略)

(博士後期課程)

一 履修方法

特別研究1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級PTL演習A	2
	上級PTL演習B	2
	上級PTL演習C	2
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12

(略)

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻
(修士課程)

一 履修方法

1から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位

2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位

3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位

4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位

5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位

6. 次に掲げる科目について2単位以上(ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。)

(1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目(ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。)

(2) 本学府他専攻の授業科目

(3) 他学府の授業科目(大学院共通教育科目を含む。)

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	科学の統合方法論	1

特別研究	特別研究Ⅰ	2
	特別研究Ⅱ	4
基礎科目	情報マネジメント論	2
	情報システム論	2
	情報サービス論	2
	情報法制論	2
	学習科学	2
P T L ・ インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス P T L Ⅰ	2
	ライブラリーサイエンス P T L Ⅱ	2
	インターンシップ	1
専門科目	情報テキスト論	2
	情報リテラシー論	2
	コミュニケーション論	2
	インターネットの情報法制	2
	図書館マネジメント論	2
	図書館政策論	2
	レファレンスサービス論	2
	ライブラリー資料論	2
	ライブラリー特殊資料論	2
	文書記録マネジメント論	2
	文書記録管理政策論	2
	文書記録活動論	2
	文書記録資料論	2
	文書記録特殊資料論	2
	情報評価分析論	2
	情報組織化論	2
	数理統計	2
	自然言語解析	2
	データマイニング	2

情報セキュリティ論	2
情報リテラシー演習	2
コミュニケーション演習	2
レファレンスサービス演習	2
ライブラリー資料演習	2
ライブラリー特殊資料演習	2
文書記録資料演習	2
文書記録特殊資料演習	2
データベース演習	2
構造化文書運用演習	2
外国語資料講読演習Ⅰ	2
外国語資料講読演習Ⅱ	2
外国語資料講読演習Ⅲ	2

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第40条の規定に基づき、教授会及び九州大学学則第13条第1項第1号から第14号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授
- (2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会（以下「学府教授会」という。）の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会（以下「研究院教授会」という。）の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 各附置研究所の教授会（以下「研究所教授会」という。）の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

5 健康科学センターの教授会の構成員は、健康科学センター所属の教授とする。

6 情報基盤研究開発センターの教授会の構成員は、情報基盤研究開発センター所属の教授とする。

7 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 学部教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部長の選考に関する事。
- (2) 附属施設の長の選考に関する事。
- (3) 教育研究評議会の評議員の選出に関する事。（教育学部及び法学部を除く。）
- (4) 学部の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (5) 附属病院に係る教員人事に関する事。
- (6) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (7) 学部に係る重要事項に関する事。
- (8) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (9) 学生の入学、卒業、休学、退学等に関する事。
- (10) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
- (11) 外国人留学生、研究生等に関する事。
- (12) 学部内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (13) 学部の自己点検・評価に関する事。
- (14) その他学部の管理運営に関する事。

2 学府教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学府長の選考に関する事。
- (2) 附属施設の長の選考に関する事。
- (3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (4) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (5) 学府に係る重要事項に関する事。
- (6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
- (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。

- (9) 修士論文、博士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査等学位の授与に関すること。
 - (10) 外国人留学生、研究生等に関すること。
 - (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (12) 学府の自己点検・評価に関すること。
 - (13) その他学府の管理運営に関すること。
- 3 研究院教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究院長の選考に関すること。
 - (2) 附属施設の長の選考に関すること。
 - (3) 研究院に所属する教員の人事に関すること。
 - (4) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (5) 研究員等に関すること。
 - (6) 研究院内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (7) 研究院の自己点検・評価に関すること。
 - (8) その他研究院の管理運営に関すること。
- 4 研究所教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究所長の選考に関すること。
 - (2) 附属施設の長の選考に関すること。
 - (3) 研究所に所属する教員の人事に関すること。
 - (4) 教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (5) 研究員等に関すること。
 - (6) 研究生等に関すること。
 - (7) 研究所内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (8) 研究所の自己点検・評価に関すること。
 - (9) その他研究所の管理運営に関すること。
- 5 健康科学センター及び情報基盤研究開発センター(以下「センター」という。)の教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) センターの長の選考に関すること。
 - (2) センターに所属する教員の人事に関すること。
 - (3) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (4) 研究員等に関すること。
 - (5) 研究生等に関すること。
 - (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (7) センターの自己点検・評価に関すること。
 - (8) その他センターの管理運営に関すること。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(運営委員会等)

第8条 運営委員会等の構成員は、当該施設所属の教授及び当該施設に置かれる教授以外の者であって当該施設の教育研究に関する教授とする。

2 運営委員会等には、准教授その他の職員を加えることができる。

第9条 運営委員会等においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 施設の長(副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる施設の長を除く。)の選考に関する事。

(2) 施設の教員人事に関する事。

(3) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事。

(4) 共同利用に係る業務の重要事項に関する事。

(5) 研究員等に関する事。

(6) 研究生等に関する事。

(7) 施設内の諸規則等の制定改廃に関する事。

(8) 施設の自己点検・評価に関する事。

(9) その他施設の管理運営に関する事。

2 前項第2号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則として、当該施設に設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、当該施設の教育研究に関する部局の教授会において行うことができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会、運営委員会等の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会、各運営委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第246号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第40号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

九州大学大学院統合新領域学府教授会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）第10条の定めるところにより、統合新領域学府（以下「学府」という。）の教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学府長の選考に関する事。
- (2) 副学府長の選考に関する事。
- (3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (4) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (5) 学府に係る重要事項に関する事。
- (6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
- (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
- (9) 修士論文及び博士論文の審査等学位の授与に関する事。
- (10) 外国人留学生及び研究生等に関する事。
- (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (12) 学府の中期目標・中期計画に関する事。
- (13) 学府の自己点検・評価に関する事。
- (14) その他学府の管理運営に関する事。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する副学府長が前項の職務を代行する。

(開催日)

第5条 教授会は、原則として第二水曜日に開催する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

2 学府長は、特に必要と認める場合には、臨時に教授会を招集することができる。

(通知)

第6条 学府長は、緊急やむを得ない場合を除き、教授会開催日の3日前までに、審議する事項を添えて各構成員に通知しなければならない。

(議事)

第7条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、この内規の改正並びに第3条第1号から第3号まで、第5号、第8号及び第9号に掲げる事項について審議する場合には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 教授会構成員のうち、教授会当日に次の各号の一に該当する場合は、定足数の基礎となる数から除く。

(1) 休職者

(2) 育児休業中の者

(3) 出張者及び研修者

(4) 引き続き1月を越えて病気休暇中の者

3 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この内規の改正及び第3条第9号に掲げる事項に係る議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、工学部等事務部がこれを処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1)設置の背景及び経緯	4
(2)教育研究上の理念・目的	4
(3)育成する人材像及び進路	6
2. 専攻の名称・学位の名称	10
3. 教育課程の考え方及び特色	11
4. 教育組織の編成の考え方及び特色	12
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
6. 学生定員（入学定員、収容定員）	14
7. 施設・設備等の整備計画	14
8. 既存の学部（修士課程）との関係	15
9. 入学者の選抜の概要	15
10. 管理運営	16
11. 自己点検・評価	16
12. 情報の提供設置時期	18
13. 教員の資質向上の方策	18
14. 開設の時期	19

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景及び経緯

(統合新領域学府の設置の背景及び経緯について)

九州大学大学院統合新領域学府は、第18番目の学府（大学院）として平成21年4月に設置された。本学府の目的は、現代の科学や社会が対峙する重要な課題を専門的な知の統合を通じて解明し、それらの課題に立ち向かう高度な専門的な人材の育成をはかるとともに、その知的成果を社会に還元することにある。「統合新領域学府」と呼ぶ所以には、これまで学問の縦割りでは捉えることが難しい複合的かつ根源的な課題に対して知の統合に基づいてその解決に取り組むことにある。新たな科学のフロンティアを開拓し、学問の細分化によって生み出された膨大な知を再編成し、統合的な新しい科学的な知や価値を追求し、現代の科学や社会の重要課題の解決に取り組むことを目標とする。この設立理念のもとで、本学府には「ユーザー感性学専攻」と「オートモーティブサイエンス専攻」といった世界でも例を見ない独自性の高い二つの専攻が誕生した。

「オートモーティブサイエンス専攻」は、自動車と先端技術、自動車と人間や社会、自動車と環境・エネルギーなどの先端的で複合的な課題を統合的な知の仕組みに基づいて解明することを目的としている。設置当初から博士後期課程を設置し、新しいオートモーティブ社会を創造するために、修士から博士まで一貫した高度な専門人材の養成と研究を実践している。

一方で、「ユーザー感性学専攻」は、知の活用主体であるユーザーの視点から、また感性を基盤とした人間理解の上に立って、感性価値の創造を推進する専門人材の養成を目的としている。本専攻においては、まずは修士課程のみが設置された。これは、「ユーザー感性学」自体が全く新しい学問分野であり、本専攻は新しい教育の仕組みとしてスタートしたため、本学問分野の社会的な認知を受け、学問の定着をはかるまでには一定程度の時間が必要だったからである。今後、本学問分野におけるさらなる知の統合と、より高度な教育と研究を実践するために、博士後期課程を設置する。

本学府では、平成23年4月に新たに「ライブラリーサイエンス専攻」の設置が予定されている。この専攻では、高度情報化社会における情報と人間、情報と社会の新たな調和などの複合的な課題を解決するために、情報ユーザーの知的活動を支え、さらに社会の急速な情報化がもたらす新たな要求に応えられる高度な専門人材の養成を目的としている。本学府では、細分化しつつある科学的な知を統合することで、多様な現代社会のニーズに答える役割を担っているのである。

本学府の各専攻は、現代社会が抱える複合的かつ根源的な課題の解決に必要な専門的な知を統合し、高度な人材の育成をはかるべく編成されている。各専攻は、課題の独自性を反映して、それぞれに独自の教育研究を展開することを基本としている。

(ユーザー感性学専攻の設置の背景及び目的)

ユーザー感性学の定義とその必要性

感性とは、外界の事象（人・もの・こと・場）に対する感覚及び感情の感受性と定義できる。人間は、様々な感覚刺激を受容し、感覚の統合や認知の過程を経て、生物学的な評価に基づく適応的な行動をとる。感性は、この刺激の受容から行動までの一連の処

理過程に影響を与えると考えられ、人間がより良く生きるために必要な機能と考えられる（資料1）。

ユーザー感性学の理念は、感性と知性のバランスを取ることで、より安全・安心で心豊かな社会の実現にある。20世紀に見られる科学技術の発展は、分析や論理をベースとする知性の発展によってもたらされた。しかし、科学技術の発展が必ずしも人の生活を豊かにするとは限らない。例えば、科学技術や情報技術の革新的な発展は、人間の生活に多くの利便性をもたらした。しかし一方で、氾濫するモノや情報に振り回されているのも事実である。人間の理性的な判断は、知性だけではなく無自覚的な感性の影響も受けている。今後の科学技術が人間にとって健全な方向に発展するには、感性の重要性を理解する必要がある、それによって、安全・安心で心豊かな社会が実現すると考えられる（資料2）。

ユーザー感性学とは、科学技術の知とユーザーの感性を適正に結びつけるための科学または技術であり、その体系としての学問がユーザー感性学である。現代社会では、ユーザーの利便性と欲求を満たすために、日々新しい製品の開発や情報を発信するための努力が行われている。現在は大量生産の時代は終わり、持続可能な社会が求められている。そのためには、科学技術の知とユーザーの感性を適正に結びつけるための科学が必要であり、それを実践するのがユーザー感性学である。

ユーザー感性学は、「感性の本質」、「感性の基準」、「感性の機能」を明らかにすることを目的としている。具体的には、「感性の本質」を明らかにすることは、感性とは何か、感性は何のためにあるのかといった根源的な問いに答えることである。「感性の基準」については、何が感性を刺激するのかを明らかにすることであり、「感性の機能」については、感性が人間の生活にどのような影響を与えるかを明らかにすることである。これらを明らかにすることによって、ユーザーの感性を刺激する製品、感動のあるサービス、共感できる人間関係、生きがいのある生活の提供が可能になる（資料3）。

ユーザー感性学専攻修士課程の設立

本学は、人間理解を深め、技術を磨いていく基盤として「感性」について、全国でも早くからとりあげ、科学技術はもとより、人文科学・社会科学に亘る広範な知の再編成に全学的に取り組んでいる。そのさきがけとして、平成16年度文部科学省科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラムにより、ユーザーを基盤とした技術と感性の融合をめざす「ユーザーサイエンス機構」を設立した。ユーザーサイエンス機構は、自然・社会・人文科学や技術の知を使い役立てる個人、グループ、組織などをユーザーと定義している。その研究理念は、ユーザーの視点に立ち、技術と感性を融合することで、ユーザーのよりよい「生」を実現することにある。その成果は、「ユーザーを基盤とした技術・感性融合」という新研究分野を開拓し、「ユーザー」「感性」等の基本概念の確立、「感性テーブル」等の研究ツールの開発等となって具現化され、本学府が行う学の統合の方法の有効性を実証した（資料4）。

ユーザーサイエンス機構における研究実績を教育活動に展開・発展させるために、平成21年4月にユーザー感性学専攻修士課程が設置された。本専攻は文理融合型の大学院で、九州大学の7分野にわたる研究院と博物館に所属する教員で構成されており、ま

さに知の統合によって作られた大学院である。具体的に、本専攻修士課程には、感性科学コース、感性コミュニケーションコース、感性価値クリエーションコースの三つのコースで構成されており、それぞれのコースが連携をはかりつつ、(1) 知の送り手と受け手(ユーザー)の連携の推進、(2) 感性の機能の解明、(3) 感性に基づく親密で信頼ある人間関係の構築、(4) 感性による経済価値の創造を推進している。また、本専攻の設立と同時に感性融合デザインセンターが設立され、コンテンツ創成科学部門とユーザーサイエンス部門の2つの教育研究部門で、感性とユーザーを結びつけるための活動が行われている。(資料5)

博士後期課程の設置の必要性

21世紀は「技術」に加え「人間」そのものの理解を深め、人間に密着した価値の形成と満足が求められる時代である。例えば、平成19年に経済産業省は、今後日本が経済・社会の活力ある発展を目指すために、感性という新たな着眼点からの価値軸の提案を行う「感性価値創造イニシアティブ」を策定した。また、平成21年度版科学技術白書では、GDPの70パーセントを占めるサービス産業に対して、関連する諸科学を振興し、生活の質の向上、新たな付加価値の創出、新規学問分野の開拓が必要であることが盛り込まれている。さらに、文部科学省科学研究費補助金の細目の中に「感性情報学・ソフトコンピューティング」がある。感性情報学のキーワードには、感性デザイン学、感性表現学、感性認識学、感性認知科学、感性計測評価、感性情報処理、感性生理学、感性産業、感性哲学、感性教育学、感性脳科学、感性経営学等がある。本専攻の博士後期課程は、これらの学問分野の確立のために重要な役割を担うことになる(資料6)。

ユーザー感性学博士後期課程の設置の学問的または社会的なニーズを調査するために、本専攻で独自に、平成22年1月に企業及び公的機関を対象に170部のアンケート調査用紙を配布し47名からの回答が得られた。その結果、「感性」を仕事のキーワードとする回答の割合は70パーセントであった。また、ユーザー感性学が会社にとって今後必要な学問であると答えた割合は77パーセントであった。さらに、本専攻の博士後期課程の設置を希望すると答えた割合は55パーセントであった。これらの結果より、感性に対する企業の関心の高さが明らかとなった(資料7,8)。

さらに、企業の企画または研究開発部門で活躍されている社会人を講演者に招き、本年3月に本専攻主催でフォーラム「感性と科学とものづくり」を開催した。本フォーラムには企業関係者が出席し、感性またはユーザー感性学に関する様々な意見交換を行った。本フォーラムでもユーザー感性学に対する企業の関心の高さが視われ、すべての企業に共通して言えることは、「感性は非常に重要なテーマであるが、ユーザーの感性をどのように捉え、製品開発にどのように活かしていけばよいのか、その方法が難しい」というものであった。そして、「ユーザーの感性とものづくりを結びつけることができる高度な研究能力または実践能力を身につけた人材が、将来的に必要なだろう」という意見も聞かれた。

本専攻の修士課程では、広範な分野の大学卒業生、大学院の修了者、企業、行政、NPOの実務に携わっている社会人等、多様な専門と背景を持った人材を受け入れ、3つのコース毎にユーザー感性学の技術者及び実務者の人材育成を行っている。具体的に、

感性科学コースではヒトの感性データに基づく製品開発や製品評価ができる実務能力を養成し、感性コミュニケーションコースでは感性を中心に子どもや高齢者も含むユーザーと地域社会の相互のコミュニケーションをはかる実務能力を養成している。また、感性価値クリエーションコースでは感性のマーケティング調査及び新しい価値創造に基づく製品・ビジネスを行う実務能力を養成している。博士後期課程では、各コースの修士課程で身に付けた実践型の能力に加えて、研究型の能力を身に付けるための教育を行う。さらに、ユーザー感性学が新たな学問分野の開拓と幅広い社会のニーズに応えるには、専門性の特化だけでは不十分である。そこで、博士後期課程では、修士課程に設置した3コースを統合し、感性科学、感性コミュニケーション、感性価値クリエーションの3領域の視点から研究および実践的能力を有する博士の人材を育成する。

ユーザー感性学の果たす学問的または社会・経済的な役割は益々その重要性を増している。前述の企業へのアンケート調査での具体的な意見として、「大学との共同研究を行う際、博士後期課程の方が担当していただけると理解度の早さや専門性の高さなどより高い信頼関係を築くことができる」、「当社製品デザインにおいても感性品質の向上が求められており、より質の高い商品を開発するために、この分野の研究が進むことを期待したい」、「次世代の研究につながる基礎研究と直近のビジネスにつながる応用研究とをバランスよく行っていただきたい」等の前向きな意見が寄せられた。これらの回答は企業の中で感性が大事なキーワードとなっていることを示しており、本専攻の博士後期課程修了者に対する期待の高さも表している。

本専攻が世界の中で魅力的な教育研究拠点となり、感性に基づく新たな価値を提供し、優秀な人材を輩出し続けるためには、修士課程から博士後期課程まで一貫した高度な研究教育を実践する必要がある。これによって、ユーザー感性学という新たな学問分野を開拓し、新たな価値を創造できる実践的博士、あるいは次代の教育研究を担う研究者型の博士を養成することが可能となる（資料9）。

（2）教育研究上の理念・目的

ユーザー感性学の理念は、九州大学の持つ知を統合することで、人間がよりよく生きるための機能である感性を科学的に解明すると同時に、その知を実践的な活動に結びつけることである。それによって、ユーザーの視点に立った、より安全・安心で心豊かな社会の実現が可能になり、その教育研究を担うのが本専攻に期待される責務である。

修士課程での教育研究の特徴

本専攻の修士課程は「感性科学コース」「感性コミュニケーションコース」「感性価値クリエーションコース」の3つのコースで構成されており、それぞれが特徴的な目的を持って教育研究を行っている。具体的には、感性科学コースでは、「感受性、感覚、情動」をキーワードに感性の客観的・定量的な基準作りや感性の機能の解明を目的としている。感性コミュニケーションコースでは、「コミュニケーション、チャイルドライフ、暗黙知」をキーワードに感性に基づく人間相互のコミュニケーションの構築を目的とし、感性価値クリエーションコースでは、「デザイン、ブランド、価値」をキーワードに感性を可視化して新価値を創造することを目的としている（資料10）。

これらの目的のもと、修士課程では次の表に示すテーマで研究が行われている。前述した企業及び公的機関へのアンケートの中で、修士課程の研究テーマに関心があるかどうか質問した。その結果、回答者の85パーセントが「関心がある」と答え、修士課程での研究テーマが社会のニーズに合致していることが分かった（資料8）。

コース名	テーマ（例）
感性科学コース	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人の美意識を脳活動から解明 ・共感が生じる際の生理反応に関する研究 ・情動誘発時の生理反応の個人差に関する研究 ・幸せ、喜びという情動が免疫系に及ぼす影響
感性コミュニケーションコース	<ul style="list-style-type: none"> ・医療現場における絵本カーニバルに関する実践研究 ・教育を目的としたゲームソフトによる対人相互作用の促進に関する研究 ・廃材プロジェクトによる地域におけるアートとまちづくりの連結 ・ボードゲームによる障がいを持つ子ども達と大人とのコミュニケーションの場の研究 ・子どもにおける構想力の自由さについて
感性価値クリエーションコース	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージックシンセサイザーにおける新しいインターフェイスの提案 -感性コミュニケーションの視点から- ・現代における”トキワ荘”の意義と役割 -イラストレーターのコミュニティ形成- ・数学及び数学教育における感性 ・ユーザーの感性に立脚した不動産ビジネスの研究開発 ・都心部フィットネス構想

（資料11）

博士後期課程の教育研究の特徴

博士後期課程では、「ユーザー感性学」に関するより高度で統合的な教育研究を行うために、3つのコースの専門性を「特化」させるだけでなく、それぞれのコースを積極的に「統合」する。積極的な統合を進めるために、ユーザー感性学の博士後期課程では、コースの区切りは設けない。ただし、専門性の特化も一方で重要なため、これ以降は「領域」という表現を用いて特化の重要性と方法について言及する。つまり、博士後期課程では、「感性科学」「感性コミュニケーション」「感性価値クリエーション」という3つの領域における専門性の特化と統合を繰り返すことで、ユーザー感性学の確立をはかることを目的とする（資料12）。

まず、各領域の教育研究の高度化及び特化の基本的な方向性として、博士後期課程では修士課程に設けた教育・研究上のキーワードに新たにいくつかのキーワードが追加される。具体的には、感性科学の領域では、修士課程のキーワードである「感受性、感覚、

情動」に、「意識、脳機能、進化、遺伝」等の新たなキーワードを追加して、教育研究の特化と高度化をはかる。同様に、感性コミュニケーションの領域では修士課程のキーワードである「コミュニケーション、チャイルドライフ、暗黙知」に「美学、文化環境、芸術創造」等を追加し、感性価値クリエーションの領域では、「デザイン、ブランド、価値」に「地域文化、芸術創造、イノベーション、評価」等のキーワードを追加する（資料13）。

3領域の特化と統合は博士論文の研究テーマにも反映される。ひとつの方向性として、感性コミュニケーションや感性価値クリエーションの研究に対して、感性科学的な手法を積極的に導入することで、領域間の統合を進めていく。具体的な研究テーマとしては「暗黙知とブランドに焦点を当てた感性マーケティングの方法論」などがあげられる（資料14, 15）。学生が「感性マーケティング」という研究課題に取り組む場合、感性の生理心理的な評価を科学的に行う「感性科学」、暗黙知など感性特有の情報伝達の方法を探る「感性コミュニケーション」、ブランドなど新しい価値基準や価値の創造を行う「感性価値クリエーション」の3領域を統合した教育研究の指導を各教員で連携して行う。

メーカーやサービスに関わる企業では「感性」の重要性は感じているものの、ユーザーの感性ニーズをどのように調査し、製品の開発やサービスの提供につなげていけばよいのか、感性を重視して開発した製品やサービスをどのように評価すればよいのかなど明確な方法論がないのが現状である。そのために、博士後期課程における3領域を統合した教育研究によって初めて、これらの一連のニーズに応える人材育成が可能になる。

ユーザー感性学の国際化

国際的な研究拠点構築をめざす文部科学省科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラム「ユーザーサイエンス機構」の研究成果を引き継ぎ、本専攻がユーザー感性学に関する教育研究拠点として学問としての「ユーザー感性学」を発展させる。そのためには、国内外の研究・教育機関及び企業との連携を構築し、将来的には国際研究組織の立ち上げを目指す必要がある。このため、「ユーザー感性学」を感性科学、コミュニケーション、価値創造の多面的な視点からとらえ高度な教育研究を行う拠点を構築する（資料6）。

（3）育成する人材像及び進路

修士課程の人材像と進路の特徴

本専攻の修士課程では、広範な分野の大学卒業生、大学院の修了者、企業、行政、NPOの実務に携わっている社会人等、多様な専門と背景を持った人材を受け入れ、感性の機能の解明、感性に基づく親密で信頼ある人間関係の構築、感性による経済価値創造といった分野毎にコースを設けて教育を行っている。本専攻の修士課程を修了した人材は、それぞれのコースの特徴をいかしながら、主に技術者及び実務者として以下のような分野で活躍することが期待されている。

- 1) 企業における感性製品（例：ユーザーの視覚、触覚等感性に訴えかける、新たな付加価値を持つ製品）の開発技術者及び感性製品の評価実務者
- 2) 感性のマーケティング調査（例：製品に対するデザイン、操作性に関するユーザー

の潜在的なニーズ等を把握、分析する市場調査)及び新しい価値創造に基づく製品・ビジネスを行う企画実務者

- 3) 感性を中心に、子どもや高齢者も含むユーザーと地域社会(医療、福祉、教育現場、地方自治体、NPO法人、企業など)の相互のコミュニケーションをはかるコンサルタントやジャーナリストなど

博士後期課程の人材像と進路の特徴

博士後期課程では、修士課程とは異なり3コースを置かずに、より統合的にユーザー感性学を学び、専門性の高い教育研究能力だけではなく幅広い知識と実践能力を有する人材を育成することを目的とする。修士修了者は各コースの専門性を身に付けた人材であるのに対し、博士後期課程は3領域の統合によって統合的にユーザー感性学の研究と実践が可能な人材を養成する。

博士後期課程には、次の対象者の進学が期待される。

- 1) すでに本専攻の修士課程においてユーザー感性学に関する修士号を取得した者の中で、ユーザー感性学の統合的な理解と高度な専門性の習得を目指す者
- 2) 他大学の大学院修士課程で脳科学、心理学、デザイン学を学んだ者で、ユーザーの感性に特に関心を持つ者
- 3) 社会人で基礎研究または製品開発などを担当し、今後企業の中でユーザー感性学を実践し、指導的な立場が期待される者

また、上記1)、2)に該当する外国人留学生の進学も期待できる。

学生確保の見通しについて、本専攻修士課程の学生、社会人、本学の他学府の修士課程の学生にアンケート調査を行った。本専攻修士課程の学生37名を対象にしたアンケート調査を行った結果(平成21年12月実施)、本専攻の博士後期課程への進学を決めている学生が3名、進学の方向で検討している学生が2名いた。また、就職希望者の中にも博士後期課程への進学を検討している学生が11名いた(資料16)。本専攻修士課程のアンケート調査の中で、博士に進学を決めている、または進学を希望している学生のうち2名は外国人留学生である。

社会人を対象とした調査(平成22年1月実施)では、ユーザー感性学に関連のある企業及び公的機関を対象に170部のアンケート調査用紙を配布し47名から回答を得た。その結果、博士後期課程が設置されたら入学を希望すると回答した者が3名いた。

本学の他学府の修士課程の学生へのアンケート調査(平成22年4月実施)では、41名の回答を得た(修了生2名を含む、芸術工学府27名、人間環境学府7名、システム情報科学府6名、システム生命科学府1名)。その結果、3名(7パーセント)の進学希望者がおり、本専攻の博士後期課程に興味を持つ学生が9名(22パーセント)であった(資料17)。

以上の調査結果から、学内の博士後期課程の進学者希望数は、10数名おり、加えて他大学からの入学希望者も想定されることから、博士後期課程の定員4名を継続的に確保していくうえで妥当な人数であると考えられる。

本専攻の博士後期課程の特徴である3領域の統合によって博士号を取得した者は、「ユーザー感性学」に関して統合的な幅広い知識、研究および実践の能力の両方を兼ね備え

た人材である。修士課程修了生の進路は、各コースの専門性の中で企業の技術者及び実務型の職種への就職が中心である。それに対し、博士後期課程修了者は、3領域の統合によってそれぞれの視点からユーザー感性学の幅広い知識と研究および実践能力を身に付けた新しいタイプの博士であり、社会が求めるユーザー感性の統合的な研究および実践型の人材としての活躍が期待できる。特に本専攻では、企業の製品開発やサービスと密接に関連する感性をテーマにしている。今日までの多くの大学の博士課程修了者の就職先が大学や公的研究機関に限られていたのと異なり、本専攻の博士修了者は企業での実践型研究者としての活躍も十分に期待できる。例えば、企業における実践研究型の職種として、感性評価の研究開発者、感性マーケティング調査研究者、感性製品の開発研究者、感性情報サービスの企画研究者など多様な職種が考えられる。具体的に領域毎に以下の分野での活躍が期待できる。

1) 企業での感性評価技術の開発及び製品評価の研究開発者

感性科学領域を主な専門として博士号を取得した場合、感性の科学的な評価方法及び評価技術の開発能力があることから、企業における感性評価技術の開発者としての活躍が期待できる。また、その評価技術を活かした製品評価を専門とする研究者としての活躍が期待できる。

2) 企業のマーケティング調査及び製品企画に関わる企画研究者

感性価値クリエーション領域を主な専門として博士号を取得した場合、ユーザーの感性ニーズを調査・分析するためのマーケティング調査（市場調査）の専門研究者としての活躍が期待できる。また、調査によって得られた感性ニーズから新たな価値を創造し、製品企画・情報サービスに展開するための方法論の開発を行う企画研究者としての活躍が期待できる。

3) 医療、福祉、教育現場などの情報サービスの調査・企画研究者

感性コミュニケーション領域を主な専門として博士号を取得した場合、特に医療、福祉、教育に関わる企業において、ユーザーの感性ニーズの調査研究者としての活躍が期待できる。また、ユーザーと社会の新たなコミュニケーションツール・情報サービスの提供方法に関わる企画研究者としての活躍も期待できる。

4) 大学や公的研究機関の教育または研究者

本専攻の博士号を取得した者は、次代のユーザー感性学の教育研究を担う研究者として、大学や公的機関での活躍が期待できる。ユーザー感性学という学問分野は九州大学独自のものであるが、それに関連する様々な分野（感性学、芸術工学、デザイン学、人間工学、経営学、心理学、認知科学、教育学、看護学など）での活躍も期待できる（資料 15）。

修士課程と博士後期課程における人材像と身に付ける能力の比較

	人材像	身につける能力
修士課程	企業における感性製品の開発技術者及び感性製品の評価実務者	ヒトの緒感覚の感受性を評価できる技術
	感性のマーケティング調査及び新しい価値創造に基づく製品・ビジネスを行う企画実務者	潜在的なニーズ等を把握、分析できる技術
	感性を中心に、子どもや高齢者も含むユーザーと地域社会の相互のコミュニケーションをはかる実務者(コンサルタントやジャーナリストなど)	親密で信頼ある人間関係の構築できるコミュニケーション技術
博士後期課程	企業での感性評価技術の開発及び製品評価の研究開発者	感性の科学的な評価方法及び評価技術を開発できる能力
	感性のマーケティング調査及び製品企画に関わる企画研究者	感性ニーズの調査・分析方法論を開発できる能力
	医療、福祉、教育現場などの情報サービスの調査・企画研究者	新たなコミュニケーションツール・情報サービスの提供方法を開発できる能力
	大学や公的研究機関の教育または研究者	次代のユーザー感性学の教育研究ができる能力

学生の進路・就職の見通し

1) 企業

前述の企業へのアンケート調査の中で、本専攻の博士後期課程の設置や研究テーマに前向きな回答が得られた企業の社員を対象に、追加でアンケート調査を行った（平成22年4月実施）。その結果、17の企業から回答が得られ、近い将来に本専攻の博士後期課程の修了者を採用したいという回答が5つの企業（29パーセント）から得られた。この結果から、博士後期課程修了者の企業への就職の需要が十分に期待できることが分かった（資料18）。

2) 教育・研究機関

現在の所、感性と名の付く学位を授与する博士後期課程は筑波大学にしかない。筑波大学での博士後期課程の修了生がどのような教育・研究職についているのか調べた結果、筑波大学、千葉大学、拓殖大学、工学院大学、公立はこだて未来大学、札幌市立大学、オランダデルフト大学等があった。この事例から判断して、本専攻においても、十分に教育・研究機関への就職が期待できると考えられる。

就業力の育成のためのプログラム

現在の大学は、厳しい雇用情勢の中で学生の就業力を育成するために、社会的・職業的自立に向けた教育指導が求められている。本専攻では修士課程からそれに応え得る教育プログラムを実践している。そのひとつに、「プロジェクト・チーム・ラーニング演習

(PTL)」という授業科目がある。これは、社会現場の問題にプロジェクトベースで取り組む教育プログラムであり、学生主導によるチーム学習によって、問う力、考える力、共感する力、共働する力、表現する力を身につけることを目的としている。この試みは、国内外でも例が少なく、本専攻の独特な試みとして位置づけられる。

平成21年度に実施したPTLには「アーバンツーリズム（福岡・釜山における両都市ガイドブックの制作）」「絵本カーニバルの企画運営」「西鉄バス・那の津営業所仮眠室・休憩室改善のための調査」「病院に居る子どもの環境設定に関する研究」「九州の河川環境向上に向けてのデザイン提案」「イグサ商品ブランド形成」などがある。これらのPTLは、地域社会や地域産業へ貢献しており、学生の就業力の育成にもつながっている（資料19）。

博士後期課程では、このPTLを発展させた「上級PTL演習」を開講する。博士後期課程の学生は、修士課程で開講しているPTLに対して、指導的な立場で参加する。これによって、社会に必要とされる問題解決型のプロジェクトチームのリーダーとしての能力を養成する。なお、「上級PTL演習」は選択科目として位置づけているが、チームリーダーとして能力の向上が期待できるため、学生の履修を強く推奨することとしている。

2. 専攻の名称・学位の名称

(1) 専攻の名称

本専攻は、「統合新領域学府ユーザー感性学専攻（Department of Kansei Science, Graduate School of Integrated Frontier Sciences）」と称する。

本専攻は、自然・社会・人文科学や技術の知を使い役立てる個人、グループ、組織などである「ユーザー」のよりよい「生」を実現するとのユーザーサイエンス機構の理念を継承する。外界（人・もの・こと・場）に対する感受性及び感受性に基づく統合的な心の働きである「感性」について、その感覚的・感情的・直観的・創造的という特性に注目して、知の活用主体であるユーザーの視点にたった人間理解の上に行なう本学の教育研究を「ユーザー感性学」と称する。また、ユーザー感性学を教育研究する専攻の名称を「ユーザー感性学専攻」とする。

「感性」は、幅広い含意をもつ、日本で生まれた概念である。日本語の「感性」に含まれる、身体知、暗黙知、無自覚的、統合的、非言語的という幅広い特性を含意する言葉が外国語にはない。日本感性工学会がその英語名称を Japan Society of Kansei Engineering とし国際的な研究交流を展開してきた実績がある。また、スウェーデンのリンシェピン大学では学科の名称に「Kansei Engineering」が使われている例もあり、Kansei は国際的に通用する言語として認識が高まりつつある。

このため、専攻、学位の英語名称においては、「感性」についてはあえて外国語に翻訳せずに「Kansei」と表記することとした。「ユーザー」概念の国外学界への普及はこれからであること等も勘案し、本専攻の英語名称は、Department of Kansei Science とした。

(2) 学位の名称

- 博士（感性学） Doctor of Kansei Science
博士（芸術工学） Doctor of Design
博士（学術） Doctor of Philosophy in Kansei Science

博士後期課程を修了したものは、基本的には博士（感性学）の学位を取得する。しかしながら、本学芸術工学部や芸術工学府の出身者の進学が期待されることから、これらの学生に関しては、博士の研究内容などを勘案して、芸術工学の博士号も選択できるようにする。また、芸術工学以外の他学府・他大学からの進学者のことも考慮し、学術博士の選択もできるようにする。

指導教員は、1年次からユーザー感性学特別研究の授業科目の中で学位論文の研究指導を行う。学位の選択は、研究指導を通して、学生の修士課程までの教育研究歴、博士課程での研究内容、学位論文の内容、また学生が社会的に活用する場合にどの学位を希望するか等を総合的に勘案して行う。最終的な選択は学位審査の申請時に行う。選択した学位の名称が適切かどうかの判断は、学位論文審査の課程で審議され、最終的には教授会の審議を経て承認される。

3. 教育課程の考え方及び特色

カリキュラムは3つの講義科目、3つの実験・実習科目、及びユーザー感性学特別研究から構成される。

授業科目	単位	選択区分	授業形式
ユーザー感性学特別研究	12	必修	演習
感性科学特論	2	選択	講義
感性コミュニケーション特論	2	選択	講義
感性価値クリエーション特論	2	選択	講義
上級PTL演習A	2	選択	実験・実習
上級PTL演習B	2	選択	実験・実習
上級PTL演習C	2	選択	実験・実習

(1) 感性科学特論、感性コミュニケーション特論、感性価値クリエーション特論は、各領域で特徴的な高度な専門性を教授する講義である。これらの選択科目は1年次の前期に開講する。この特論を受講することで、各領域の専門的な知識を特化させ深く掘り下げることが可能になる。

(2) 上級PTL演習A～Cでは、本専攻修士課程の特徴的なプログラムである「PTL（プロジェクト・チーム・ラーニング）演習」*に対し、チームリーダーとして、指導的な立場でリーダーシップを発揮しつつ演習に加わることが求められる。本科目は選択科目であるが、学生の履修を強く推奨する。

これらの上級PTL演習は1年次の後期に開講する。それぞれ、演習Aが感性科

学領域に、演習Bが感性コミュニケーション領域に、演習Cが感性価値クリエーション領域に相当し、領域毎の特徴をいかしたPTLを開講する。この上級PTLの目的は、修士課程で開講しているPTLに「指導者」の立場で参加をすることで、実践的指導者の能力を身に付けることができる。博士後期課程から本専攻に入学したもので実践的なプロジェクト演習などの経験の無い者については、修士課程のPTL演習を前期に履修し（ただし、修了要件には含まない）、後期に博士後期課程の上級PTL演習を履修することもできる。

※PTL演習：社会現場の問題にプロジェクトベースで取り組む教育プログラムであり、学生主導によるチーム学習によって、問う力、考える力、共感する力、共働する力、表現する力を身につけることを目的としている。

- (3)特別研究では、本専攻の修士課程や博士後期課程の講義や実験・実習によって得られた知識を基盤として、分野毎に指導教員の指導のもと独創性の高い研究を行い、さらに博士論文を作成する。この課程で、研究計画の立案、倫理問題の考察、データの収集、結果の解析及びその解釈と考察などを行うことにより、自らが独立して研究を行いうる能力を獲得する（資料20）。

4. 教育組織の編成の考え方及び特色

教員数は専任教員8名を配置する。

平成22年度4月現在の修士課程の専任教員の中から、研究テーマや研究教育歴などを考慮し、各分野のバランスを考えて教員を配置する。

具体的には本専攻修士課程の感性科学コースから4名（教授3名、准教授1名）、感性コミュニケーションコースから2名（教授2名）、感性価値クリエーションコースから2名（教授1名、准教授1名）とする。

本専攻博士後期課程では、研究教育型博士と実践型博士の育成を目的としている。それぞれ、研究型博士の育成には主に感性科学領域の教員（4名）が担当し、実践型博士の育成には主に感性コミュニケーション領域と感性価値クリエーション領域の教員（合計4名）が担当する。研究型博士と実践型博士の指導教員の人数配分に偏りの無いように配置した。また、これらの教員は、それぞれの領域の専門性を特化するためのキーワード（資料13）に沿った研究指導ができる能力を十分に有している。さらに、本専攻博士後期課程の特徴は3領域の統合にあるため、一つの研究テーマに対して、複数の領域から教育・研究指導を行う。既に博士の研究テーマの一例として述べたように、「暗黙知とブランドに焦点を当てた感性マーケティングの方法論」というテーマで学生が研究に取り組む場合、ニューロマーケティング手法（生理心理的な評価）については感性科学領域の教員が指導を行い、暗黙知など感性特有の情報伝達の方法に関しては感性コミュニケーション領域の教員が指導を行う。また、ブランドなど新しい価値基準や価値の創造に関しては感性価値クリエーション領域の教員が指導を行う。このようにユーザー感性学の複数領域を統合した教育研究の指導を行う。教員組織の年齢構成についても、長期的な教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を行うに当たって支障のない構成になっている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 修了要件

- 1) 博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、授業科目は必修科目の1科目を含む12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。
- 2) 在学期間に関しては、本学府教授会が優れた業績をあげたと認めた者については、3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。優れた研究業績を上げた者に関する要件は「博士学位論文に関連する査読付き論文、またはそれに相当する作品などを有しているもの」とする。なお、優れた業績は原則的に本専攻に入った後のものに限るものとする。

(2) 単位取得の要件

履修課程の履修方法は次のとおりである。本専攻は、学生個々人の特性に照らして修学させることを基本方針としているため、学年学期毎に習得すべき単位の条件は設けない。

【必修科目】 12単位

- ・ユーザー感性学特別研究(3年間) 12単位

修了要件単位数は必修科目のユーザー感性学特別研究の中で、本専攻の教育研究の特色である専門領域の特化と3領域の統合を実現することで満たされる。

ただし、各領域の専門性の特化及び知識を補完するために以下の選択科目を設置する。

【選択科目】

感性科学特論、感性コミュニケーション特論、感性価値クリエーション特論、
上級PTL演習A、上級PTL演習B、上級PTL演習C

(3) 履修モデル(資料21)

1) ユーザー感性学専攻修士課程修了者

本専攻修士課程の修了者は、既に専門性の特化と統合の基礎的な知識は身に付けていることから、必修科目のユーザー感性学特別研究の中で専門性の特化と統合を行う。専門領域の特化に関わる補完が必要な者については、専門領域毎に開設される特論と上級PTL演習を受講する。

2) その他の修士課程修了者(社会人・留学生も含む)

本専攻以外の修士課程の修了者(社会人も含む)については、ユーザー感性学特別研究を行うにあたり、専門性の特化の知識を補完するために、専門領域の特論と上級PTL演習の受講が望ましい。また、3領域を統合するための知識を習得するために修士課程で開設されている各領域の概論及びPTL演習などを必要に応じて履修することを勧める。

(4) 履修・教育指導

入学後に学生は、本人の希望する研究テーマと教員の指導により指導教員を決める。指導教員は学生が目指す学習目標を十分に達成できるように、履修計画を提示するな

どの教育指導を行う。指導教員は学生の履修計画通りに学習目標が達成できているかどうか毎年確認を行い、必要に応じて教育指導を行う。

(5) 研究指導

博士後期課程の研究の特徴は各領域の専門性を特化させるだけではなく、3領域の統合を目的とする。そのために、複数の領域の教員が協力しながら、学生の指導にあたる。具体的には、主指導教員の専門とする領域以外の教員を副指導教員として配置するなどし、統合的にユーザー感性学特別研究の指導を行う。特別研究の進捗状況を確認するために、毎年1回中間発表会を開催する。

(6) 学位審査

学位審査は、公平性を保つために、1名の主査と2名以上の副査によって行われる。本審査の前に博士論文予備審査が行われる。本審査の過程において論文公聴会を開催し、論文の調査及び最終試験を実施する。最終試験は口頭又は筆答試験の形式で行われる。学位論文は国立国会図書館および本学図書館等で公開される。また、博士論文要旨は電子版としてWEB上で公開される。

6. 学生定員（入学定員、収容定員）

入学定員 4名（収容定員 12名）

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 施設の整備

九州大学総合新領域学府は、伊都地区に本部を、箱崎地区に支部を置く。箱崎地区の支部は、九州大学の施設整備計画により移転するまで開設する。本専攻は箱崎地区支部にて事務ならびに教育・研究を実施する。

箱崎地区支部

学府 専攻	使用施設	設置場所
総合新領域学府 ユーザー感性学 専攻 (修士課程) (博士後期課程)	教員室 12室 (333 m ²)	旧工学部5号館5階、6階
	講義室 5室 (458.7 m ²)	旧工学部5号館5、6、7階
	準備室 1室 (20 m ²)	旧工学部5号館5階
	院生研究室 4室 (228 m ²)	旧工学部5号館7階
	学府事務室 1室 (34 m ²)	旧工学部5号館5階
	図書室 1室 (60 m ²)	旧工学部5号館6階
	計 24室 (1,133.7 m ²)	

(2) 設備の整備

講義、演習のため、講義室、院生ゼミ室を使用する。講義室には、机・椅子のほか、

プロジェクタ、資料提示装置（OHC）等のAV装置を備えた可動式ラックを設置する。院生ゼミ室には、机・椅子のほか専門的な演習等において必要なパソコン、プリンタ複合機を設置する。

いつでも学修できる環境を提供するため、院生研究室に机・椅子、収納庫、院生用の個人ロッカー等の什器類を設置する。（資料 22）

8. 既存の学部（修士課程）との関係

（1）学生の受け入れ

本学では、教員は研究院に所属し、教育研究の目的に応じて学部または大学院の壁を超えて教員の配置を可能にする仕組み「学府・研究院制度」を導入している。本専攻は、知の統合によってユーザー感性学という新たな学問分野を開拓することを目的としており、従来の学問の縦割りに沿った枠組みでは捉えられない学問領域である。本専攻の基礎となる学部はないが、様々な研究院に所属する教員が修士課程の教育研究に関わっており、修士課程の学生としては芸術工学、工学、教育、文学、農学、理学、医学、法学、経済学等、広範な学部からの進学者を受け入れている。

博士後期課程で受け入れる学生は、本専攻の修士課程の修了生だけではなく、本大学の他学府または他大学の大学院修士課程で脳科学、心理学、デザイン学等を学んだ者も想定している。また、企業で基礎研究または製品開発などを担当している社会人の受け入れも想定している。

9. 入学者選抜の概要

（1）アドミッションポリシー

次のような資質と問題意識を持つ人材を対象として入学者選抜を行う。

- 1) 専攻の専門に係わる諸問題を学際的に解決し社会に成果を還元したいという意欲を有していること
- 2) 社会において先導的役割を果たしたいという意欲を有していること
- 3) 柔軟な発想力、基本的なコミュニケーション能力、幅広い教養を有していること
- 4) 社会人にあっては、企業や地域社会での経験、問題意識を大学において理論的に進化・体系化させたいという意欲を有していること

（2）選抜方法

入学者の選抜は、本学の入学資格を有するものを対象に、経験、問題意識、思考力、将来計画等を総合的に評価して行う。そのため、過去の業績・実績、入学後の研究計画、卒業後の進路計画からなる出願書類審査と、口頭試問を行う。入学資格については以下のとおりである。

- 1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

入学者選抜では、入学後に教授する専門知識を修得するのに必要な基礎力を有するか否かを判定する。すなわち、学習意欲及び修士課程での専門知識の習得が高度にかつバランスよく保たれているかを、出願書類審査と口頭試問によりみる。

本専攻には、多様な者の応募が予期されるため、分野間の公平性・透明性を担保する観点から、選抜は、多様な学部・専攻の専門に対応した出願書類による審査と複数教員による口頭試問を組み合わせて実施する。出願書類審査と口頭試問は全入学希望者に共通して実施する。

(3) 社会人学生

本学の大学院への入学資格を有するもので、実社会での経験を原則3年以上持っている社会人については特別選抜を行う。選抜は出願書類審査、口頭試問で行う。

(4) 外国人留学生

本学の大学院への入学資格を有する外国人にあつては特別選抜を行う。選抜は日本語についての試験、出願書類審査、口頭試問で行う。

10. 管理運営

- (1) 九州大学教授会通則に基づき、学府長の選考等、学府の授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事及び学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事等、学府の管理運営に係る重要な事項については、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師で構成する学府教授会（原則毎月1回開催）において審議を行う。
- (2) 専攻の管理運営に関する重要事項については、学府長及び専攻の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する専攻運営会議（原則毎月1回開催）において審議を行う。

11. 自己点検・評価

1. 九州大学における取り組み

九州大学では、国立大学法人評価への対応を、本学の大学運営等に係る自己点検・評価と位置づけ、大学評価専門委員会を中心に組織的な取り組みを行っている。毎年度の年度計画の実施状況を学内で自己点検・評価し、その結果を踏まえた次年度計画の策定を行っている。

学内での点検・評価の結果は、本学の中期目標達成に向けた運営等の改善に活用す

るとともに、国立大学法人評価委員会による評価結果についても、毎年度、学内の関係委員会において分析を行い、課題や改善点を整理した上で学内に対応を促すなど、評価を適切に改善につなげる取組みを推進している。

なお、本学は、大学での本格的な自己点検・評価体制の整備及び確立の一環として、主に自己点検・評価等に必要な基礎データ管理システムの設計・運用とともに、評価情報の調査・分析・研究を主要な任務とした「評価情報開発室」を平成13年7月に設置した。

さらに、本学は、全教員を対象に教員業績評価を実施している。教員業績評価では「①教員自身の教育研究活動の把握と改善向上」及び「②部局の将来構想における諸施策への活用」を目的として、全学での基本的枠組みを設定し、部局の特性に配慮した実施体制や実施方法を定め、部局毎に実施している。

平成16年4月の法人化に伴い、一層の機能の強化・拡充をめざして、「大学評価情報室」として再編成し、本学における点検・評価活動への支援及び学内外への情報の提供等を行っている。当室では、本学における教育研究活動等の状況について教員自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するための取り組みの一つとして「大学評価情報システム」の運用を開始した。本システムは、本学の全教員約2千数百名が自らの教育研究等の活動（全67項目）を入力し、本学Webページ上で「九州大学研究者情報」として公開しており、月間10万件を超える国内外からのアクセスを維持している。

2. 統合新領域学府における取り組み

(1) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会を本学府に設置し、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、自己点検、評価を実施する。また、外部評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会の点検・評価結果の外部者による点検を行う。

(2) 委員会の構成

- (1) 自己点検・評価委員会の委員は、本学府の専任教員をもって構成する。
- (2) 外部評価委員会の委員は、他大学の教員、外部有識者をもって構成する。

(3) 実施方法

自己点検・評価に関し、資料の収集・整理及び点検、評価を自己点検・評価委員会が実施し、その結果については外部評価委員会の検証を受ける。これらの検証を踏まえ、改善方法の策定を行い、取り組みを行う。

自己点検・評価の実施状況、実施内容はホームページやパンフレット等により公表する。

(4) 点検・評価の活用

自己点検・評価結果、外部評価結果を本学府の研究と運営に反映させる。

(5) 自己点検・評価項目

本学府の点検・評価項目は次のとおりである。

- (1) 入学者の選抜
- (2) 教育内容

- (3) 教育の達成状況
- (4) 研究内容
- (5) 管理運営状況

1 2. 情報の提供

本学府の情報については、プレス発表、ホームページ、九州大学の各種パンフレット等を通じて積極的に提供する。情報提供内容は次のとおりである。

- (1) 学府、専攻の概要
- (2) 入試関連情報
- (3) 授業方法、授業内容情報
- (4) 教員組織、各教員情報
- (5) 修了者の進路情報
- (6) 自己点検・評価情報
- (7) 管理・運営体制情報
- (8) その他

1 3. 教員の資質の維持向上の方策

1. 九州大学における取り組み

九州大学では、教員の資質の維持向上策に関する取組を、全学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会、高等教育開発推進センター、教育改革企画支援室が共同で行っている。講師には、学内教員にとどまらず、学外からの講師も招聘して行っている。

主な内容は以下のとおりである。

- ・平成20年4月 4日 内容：新任教員の研修
- ・平成20年9月 9日 内容：「学生の修学情報の管理・活用を通じた教育実践」
- ・平成21年1月20日 内容：「教育GPを通じた教育改革」
- ・平成21年4月 3日 内容：新任教員の研修
- ・平成21年9月 8日 内容：「体験活動を通じた学習成果の達成について」
- ・平成22年1月26日 内容：「学習成果達成のための教育プログラム開発」
- ・平成22年4月 2日 内容：新任教員の研修

その他、教育改革企画支援室及び高等教育開発推進センターが共同で、昨今の高等教育政策の動向をテーマに教育改革研究会を年5回開催している。また、健康科学センターが学生の心身の問題に関するテーマで、情報基盤研究開発センターが、情報通信技術の教育への活用に関するテーマでセミナー・講演会を行っている。

平成22年4月には本学事務局各課及び附属図書館等が協力し、本学の理念・方針、運営組織、教育研究体制、サービス・倫理規程、施設設備利用、各種事務手続等について簡潔にまとめた「教員ハンドブック」をFDの一環として作成し、大学の運営方針等の共有、法令遵守の徹底及び教育研究に専念できる環境の醸成を目指して

いる。

2. 統合新領域学府ユーザー感性学専攻における取り組み

本専攻では、以下のように各教員の資質の向上を図るとともに、授業内容の評価を行い改善に結びつける。

(1) 全学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会等による教育改善

本学における全学的な組織である「全学FD委員会」を活用し、学生の授業評価及び外部評価を踏まえながら授業内容、教材の開発と教育スキルの向上を図る。また、本専攻においては、教育の質の向上を図るため、専攻運営会議で諸課題への対応策を協議するとともに、教員と学生との合同懇談会(ラウンドテーブル)を開催し、学生の意見や要望等を教育研究活動に反映していく体制を構築している。

(2) 産業界及び社会情勢の実情把握とFD

定期的なアンケート、面談を通じて産業界及び社会情勢の変化を適切に把握し、学際的に取り組むべき課題について検討し、授業内容の見直しを図る。

(3) 教員の業績評価

本学では、各教員が自己評価を通じて教育研究活動の現状を自ら把握し、改善向上の手掛かりにすることなどを目的として、定期的な業績評価を行っている。具体的には、各教員が「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」の5分野の活動状況を自己評価し、その結果について、部局長等が3年ごとに評価を行うものである。

(4) チームティーチング (TT) に関するFD

本専攻では、複数の教員が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたるチームティーチング (TT) として「プロジェクトチーム演習 (PTL)」を行うことから、その実施に必要なFDをファシリテーション技術、感性テーブル活用、PTL事例研究等の講義、演習と教育実習等により実施する。

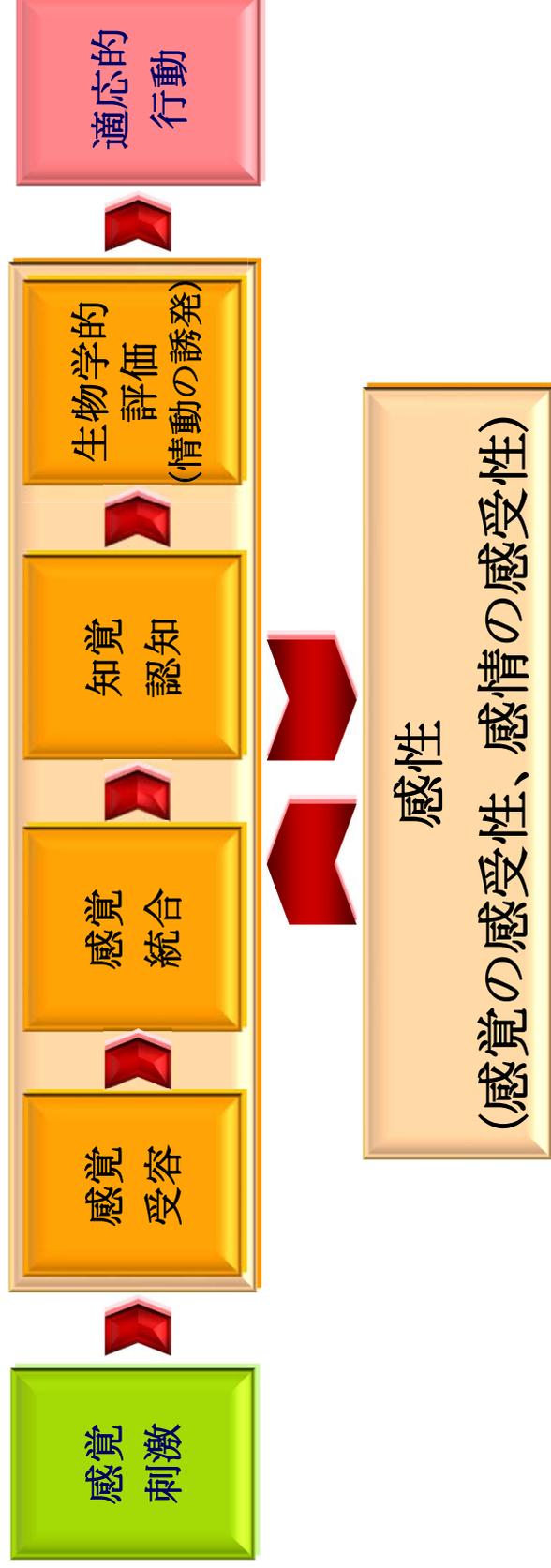
14. 設置時期

平成23年4月1日

感性とは

諸感覚刺激の受容から情動の誘発までの一連の過程を処理する際に影響を与える感覚の感受性及び心理的価値基準（人間性、価値観）から判断される感情の感受性であり、感覚刺激に対する適応的行動として現れる。

平成16年度科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成プログラム」
ユーザーサイエンス機構(USI)の定義を踏襲



より良く生きるために必要な機能

ユーザー感性学の理念

現代社会の抱える問題

感性軽視の社会

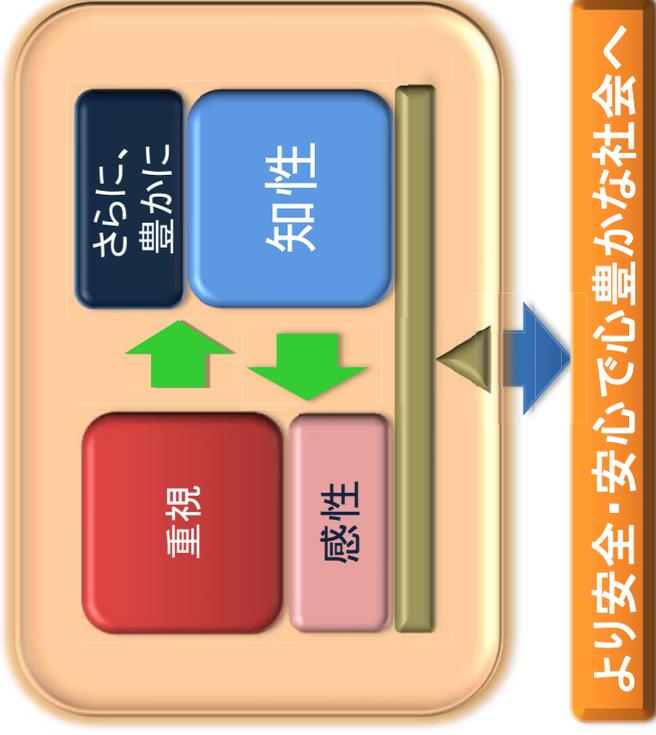


自覚的
論理的

パラダイム
シフト



感性を重んじることにより、
感性と知性とのバランスがとれた社会



従来研究対象外であった感性を知の統合により科学的に明らかにし、
感性と知性とのバランスがとれた社会を実現する必要がある。

ユーザー感性学が必要

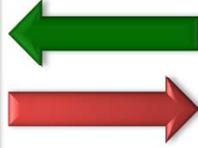
ユーザー感性学とは

科学技術の知とユーザーを適正に結びつけるために、ユーザーの有する感性を研究する科学である。

ユーザー感性学

感性の本質

感性とは何か？
感性は何のためにあるのか？



感性の基準

何が感性を刺激するのか？

感性の機能

人間の生活にどのような効果を与えるのか？

安全・安心で心豊かな社会を実現するために

感性を刺激する製品

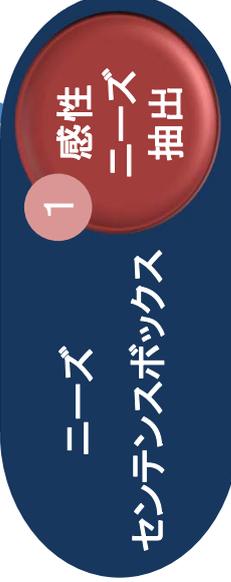
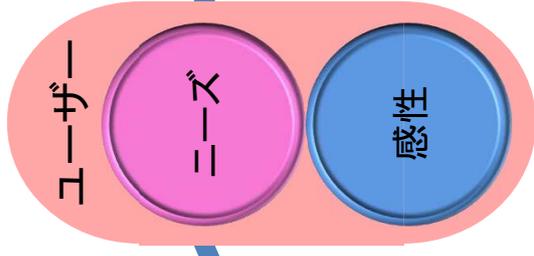
感動のあるサービス

共感できる人間関係

生きがいのある生活

ユーザーサイエンス機構研究成果

既存サイン



- 方向・方角をわかりやすく
- わかりやすい待ち合わせ場所がほしい
- 色合いに統一感がほしい
- 空間に上質感がほしい



- 配置の連続性による統一感
- 色ルールによる統一感・直感性
- 伝統色使用による質の向上
- 染め木仕上げの素材使用

改良サイン



*クオリティカルテとは？
 新たな感性価値創造のため
 ユーザーサイエンス機構が
独自に開発したデザイン評価診断法
 ある。送り手、作り手、受け手の評価の
 ズしを分析し、可視化することができる。

感性学に関する大学及び学会などの動向

九州大学以外

大学

- 1995年 信州大学繊維学部 感性工学科設立
- 1996年 山口大学工学部 感性デザイン工学科
- 2001年 筑波大学大学院人間総合研究科 感性認知脳科学専攻

学会

- 1998年 日本感性工学会
- 経済産業省
- 2007年 「感性価値創造イニシアティブ」の策定

九州大学

2004年 九州大学
ユーザーサイエンス機構設立

発展

2009年4月 九州大学統合新領域学府
ユーザー感性学専攻 修士課程設立

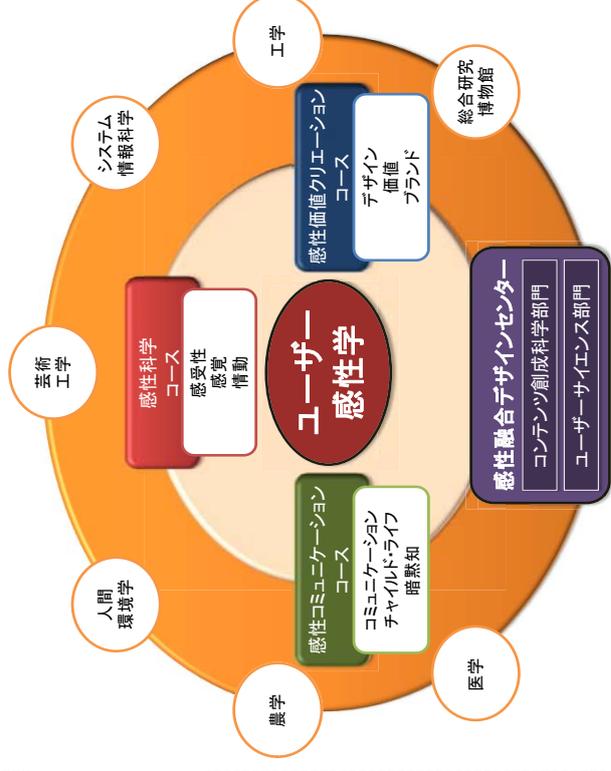
さらなる発展

2011年4月 博士後期課程設立(予定)

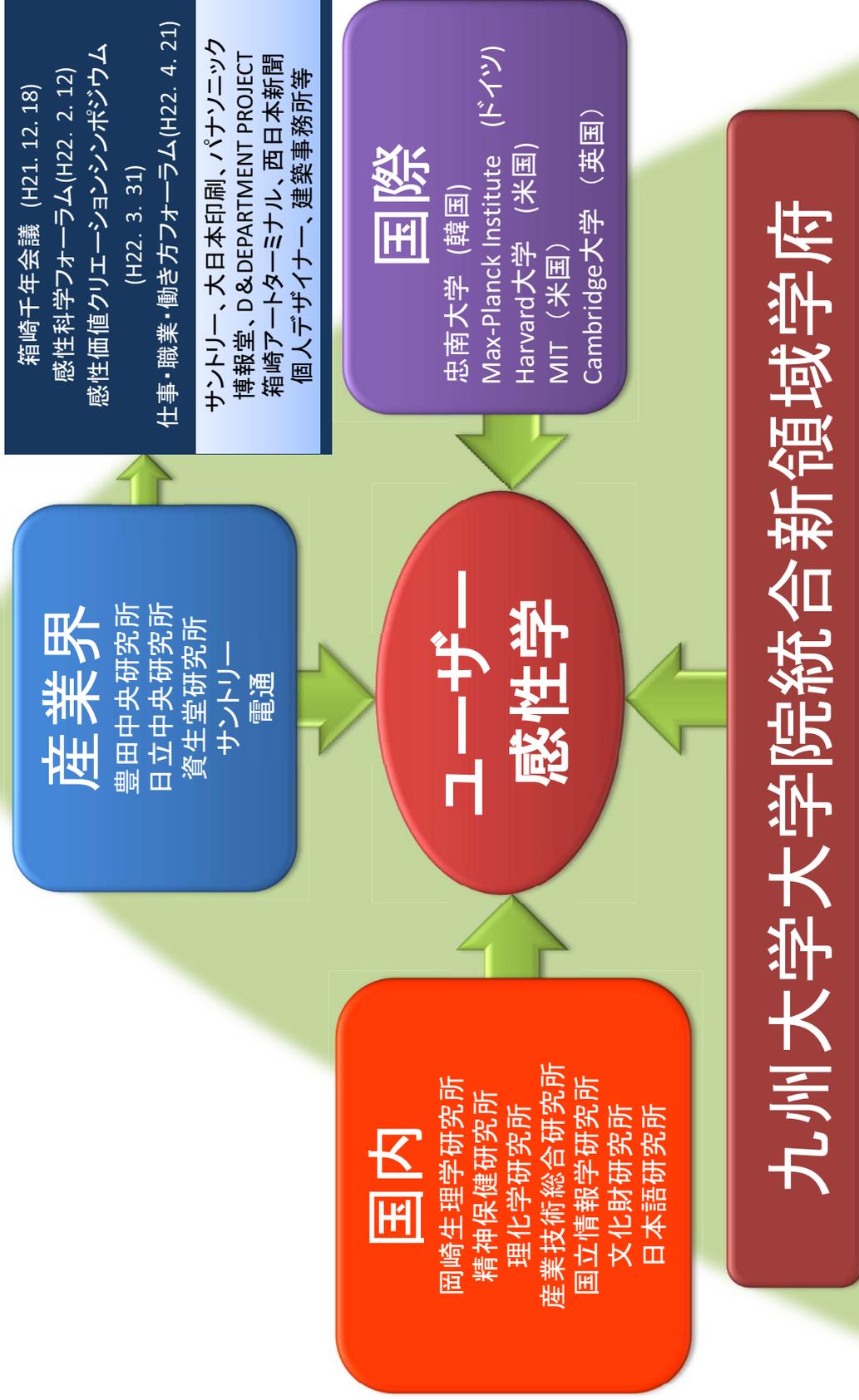
※感性科学に関する博士後期課程の設置は、
筑波大学に続いて2番目

九州大学におけるユーザー感性学の特徴

・知の統合 ・ユーザーの視点



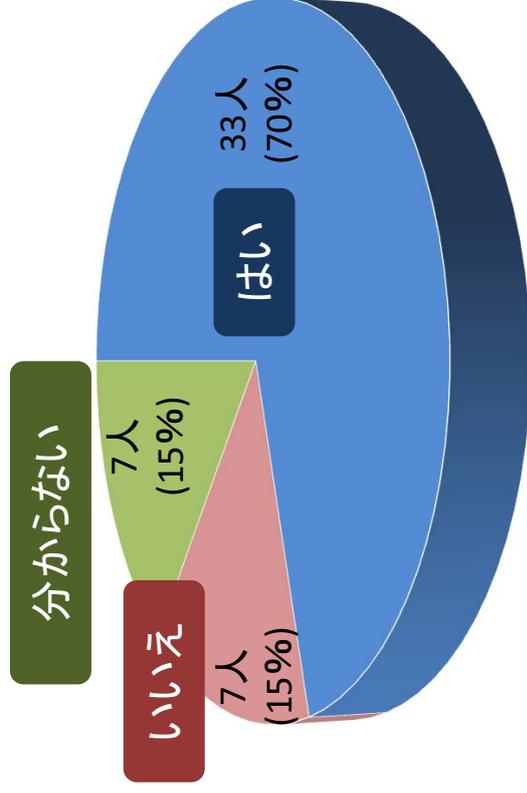
将来的には、国際研究組織へ



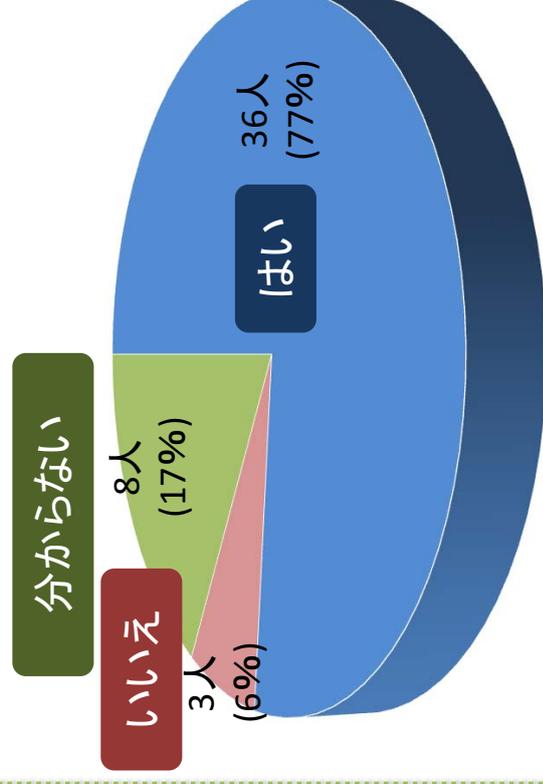
感性学の確立及び教育・研究拠点形成を図る

社会人を対象に

感性はあなたの仕事にとって
キーワードですか。



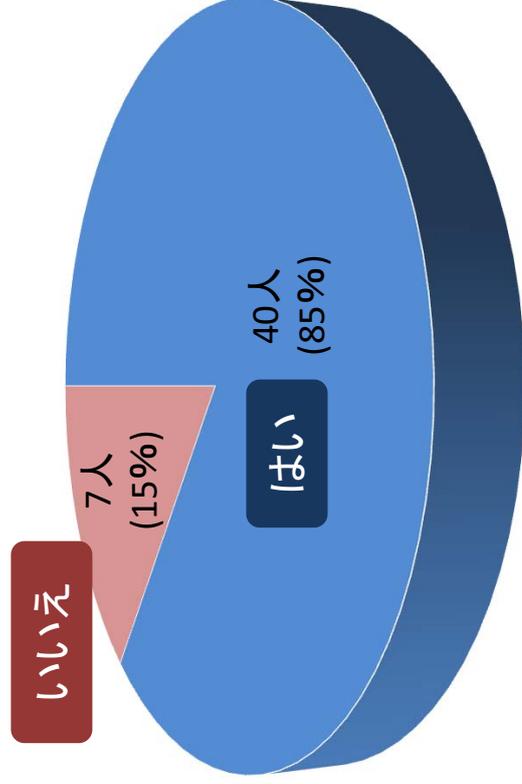
ユーザー感性学は御社にとって
今後必要な学問だと思われませんか。



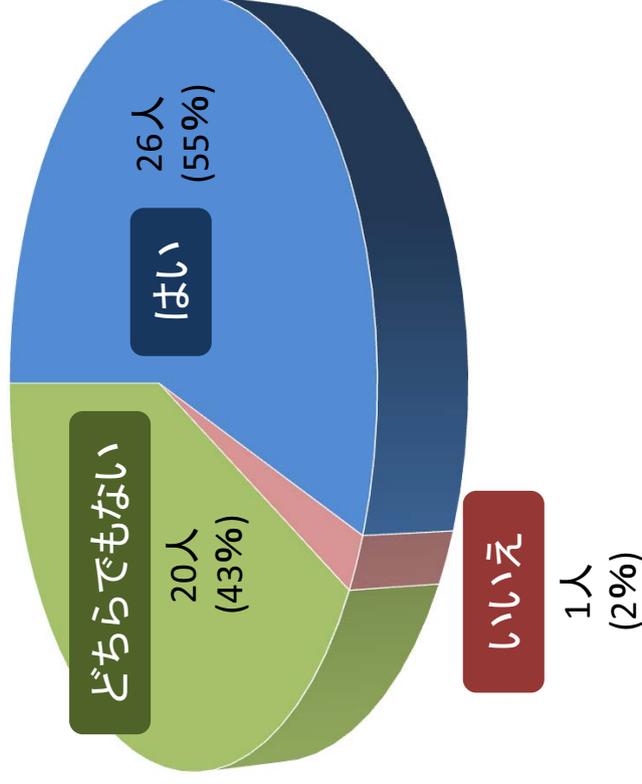
社会で活躍できる場はある。

社会人を対象に

本専攻の修士課程の研究テーマに興味をもたれますか。



博士後期課程の設置を希望しますか。
(進学の意思とは無関係)



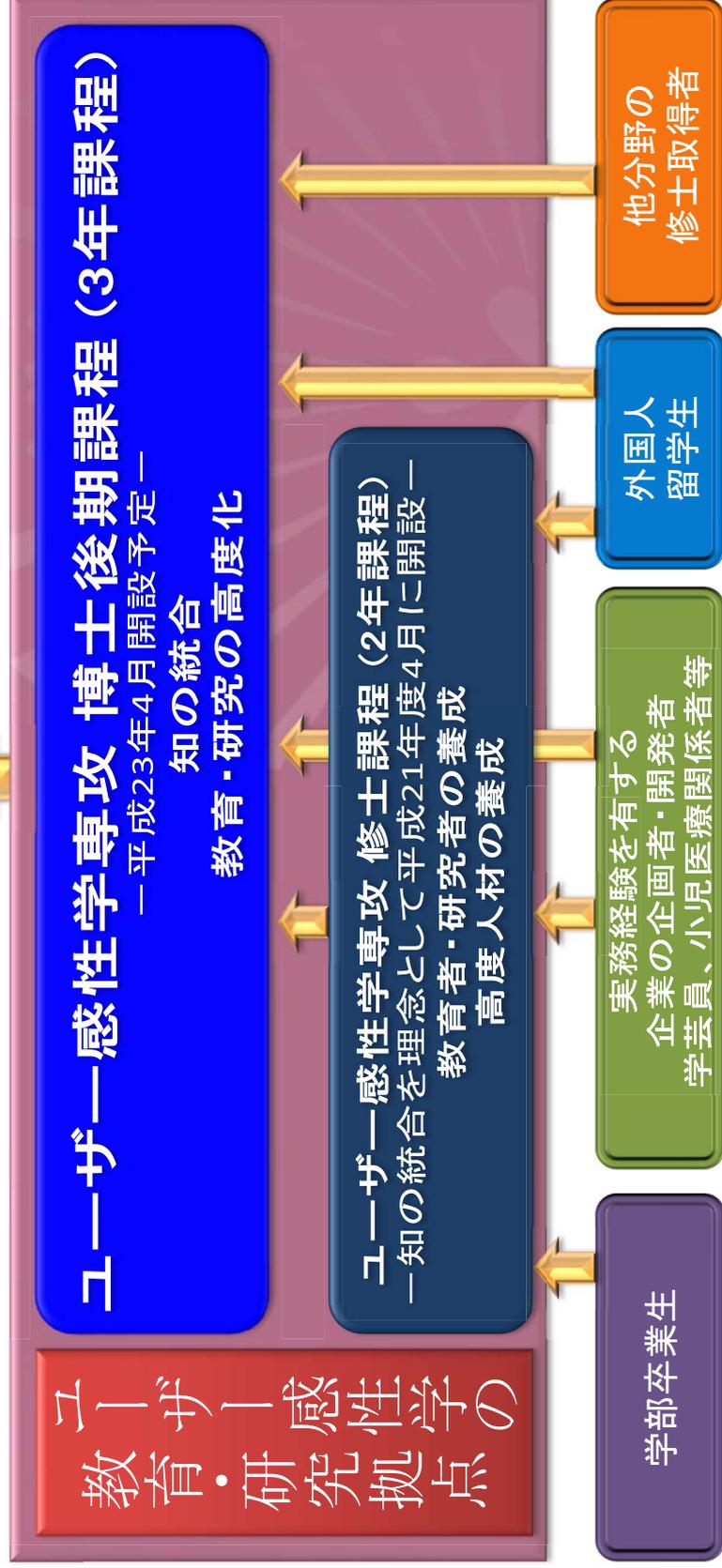
ユーザー感性学の確立及び

ユーザー感性学における高度な専門性を持つ人材の育成が必要である。

ユ一ザ一感性学専攻博士後期課程の設置目的



安全安心で、
心豊かな
社会へ



感性科学

感性の客観的・定量的な基準づくりを通して、感性の機能を解明する。

感受性

感覚

情動

感性コミュニケーション

感性に基づく人間間のコミュニケーションを構築する。

コミュニケーション

チャイルド・ライフ

暗黙知

感性価値クリエーション

感性を可視化して新価値を創造する。

デザイン

ブランド

価値

感性科学

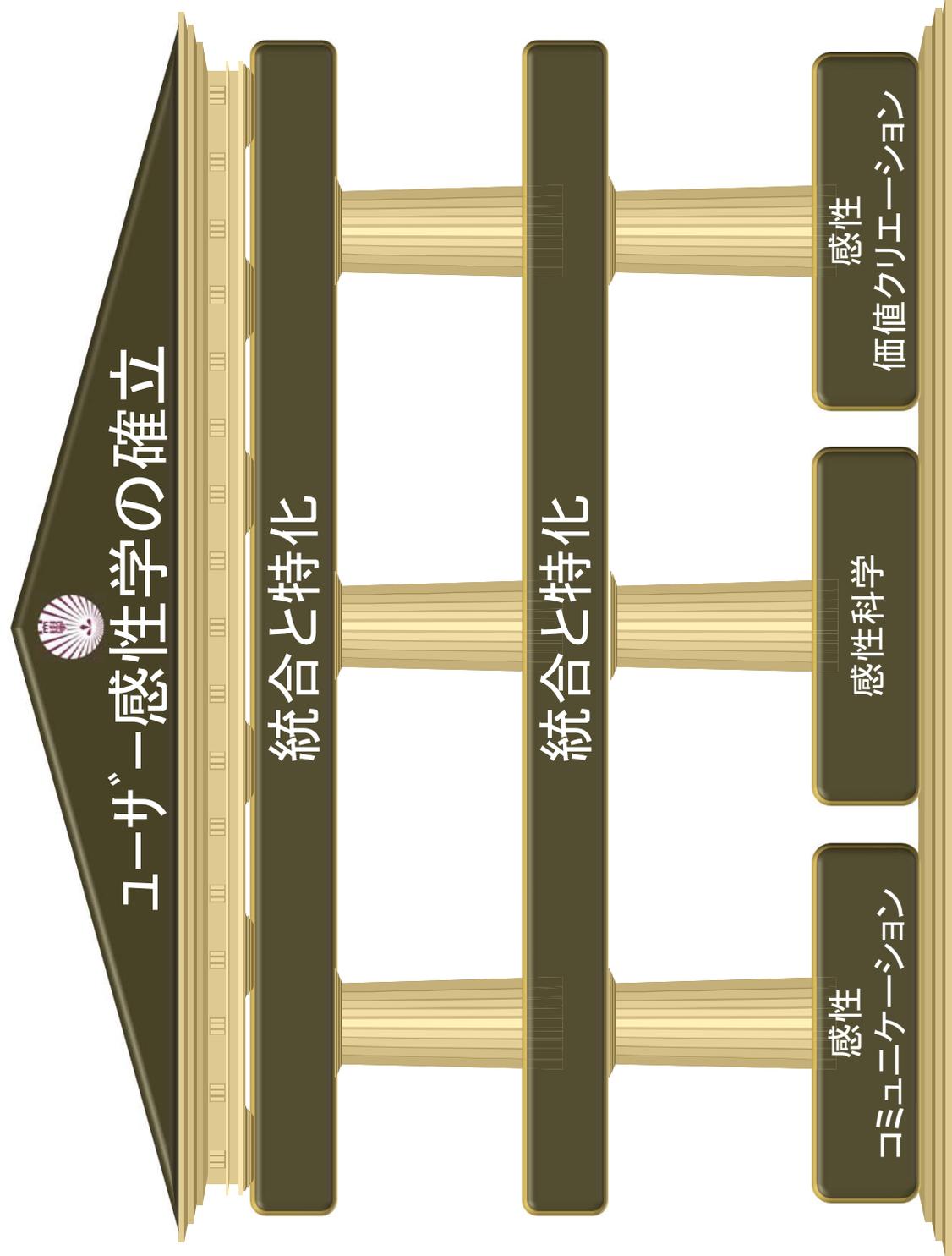
日本人の美意識を脳活動から解明
共感が生じる際の生理反応に関する研究
ミトコンドリアDNAから情動誘発時の生理反応の個人差に迫る
幸せ、喜びという情動が免疫系に及ぼす影響
照明が睡眠の質に及ぼす影響

感性コミュニケーション

医療現場における絵本カーニバルに関する実践研究
教育を目的としたゲームソフトによる対人相互作用の促進に関する研究
廃材プロジェクトによる地域におけるアートとまちづくりの連結
ボードゲームによる障がいを持つ子ども達と大人とのコミュニケーションの場の研究
子どもにおける構想力の自由さについて

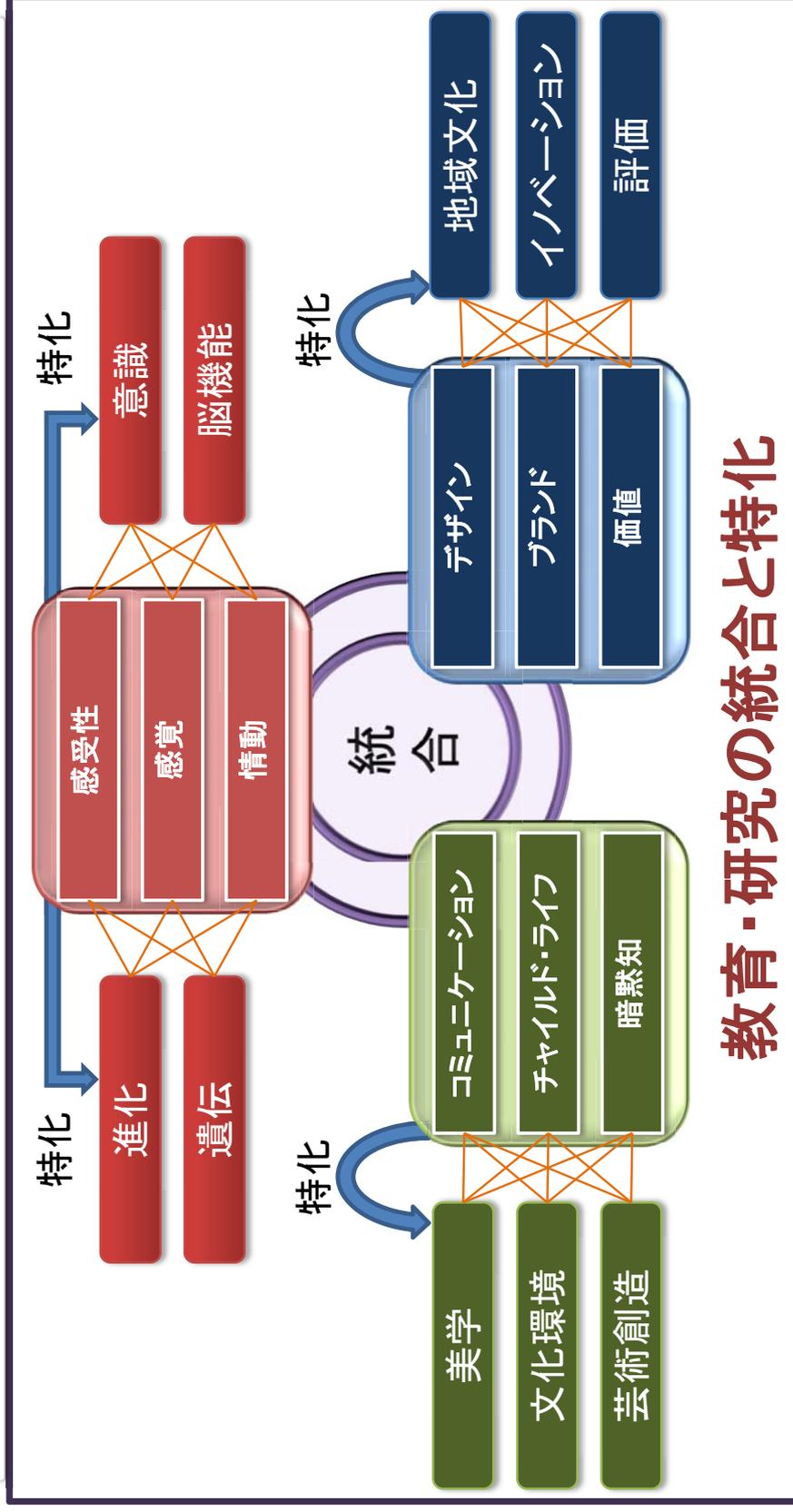
感性価値クリエーション

ミュージックシンセサイザーにおける新しいインターフェイスの提案
—感性コミュニケーションの視点から—
現代における「トキワ荘」の意義と役割 — イラストレーターのコミュニティ形成 —
数学および数学教育における感性
ユーザ—の感性に立脚した不動産ビジネスの研究開発
都心部フィットネス構想



3コースの統合及び特化を繰り返すことにより、
ユーザー感性学を確立する。

ユーザー感性学専攻 博士後期課程 (3年課程)



教育・研究の統合と特化

ユーザー感性学専攻 修士課程

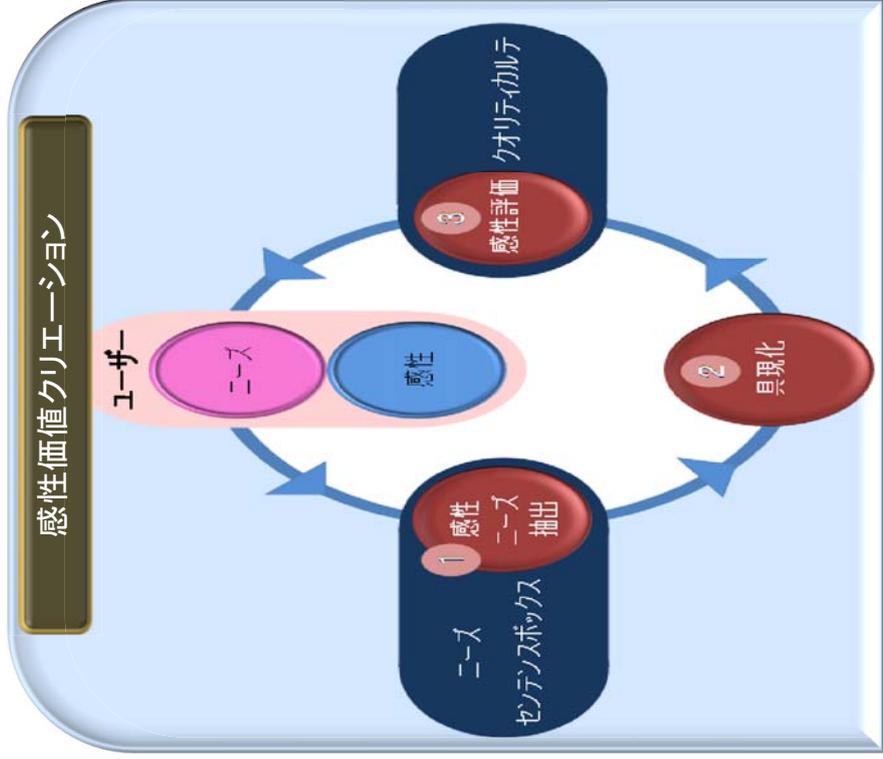


ユーザーサイエンス機構研究手法はユーザー感性学専攻の修士課程(感性価値クリエーションコース)で教育研究を行っている。

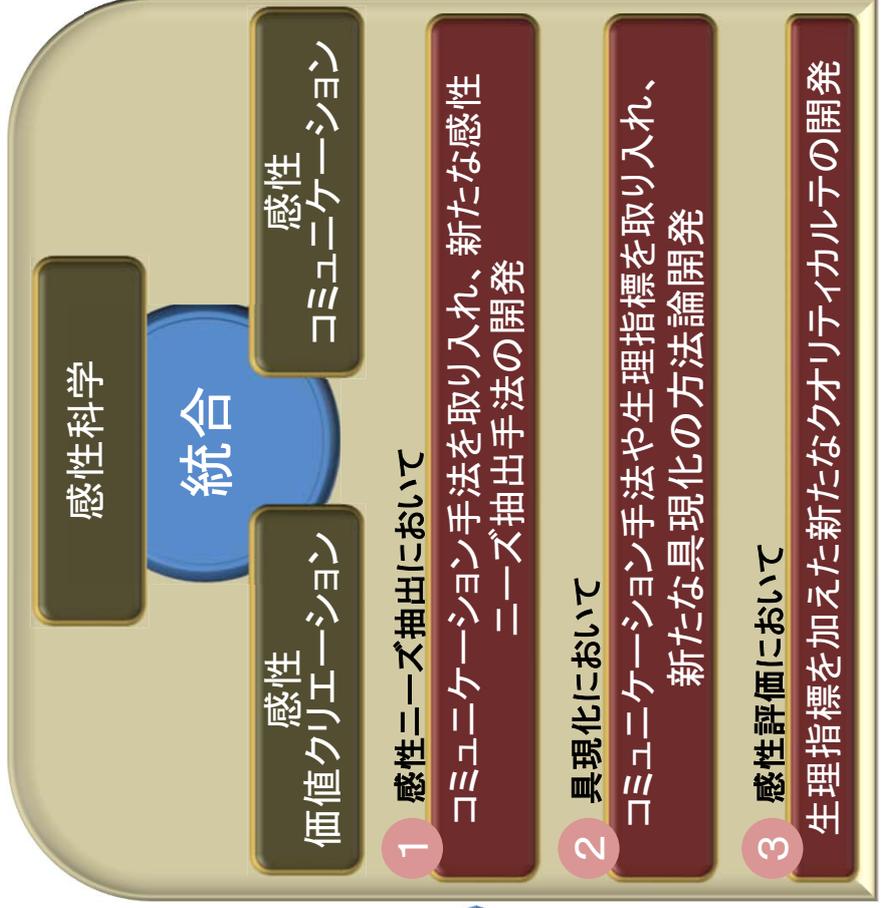
さらなる教育研究手法の開発をするため、

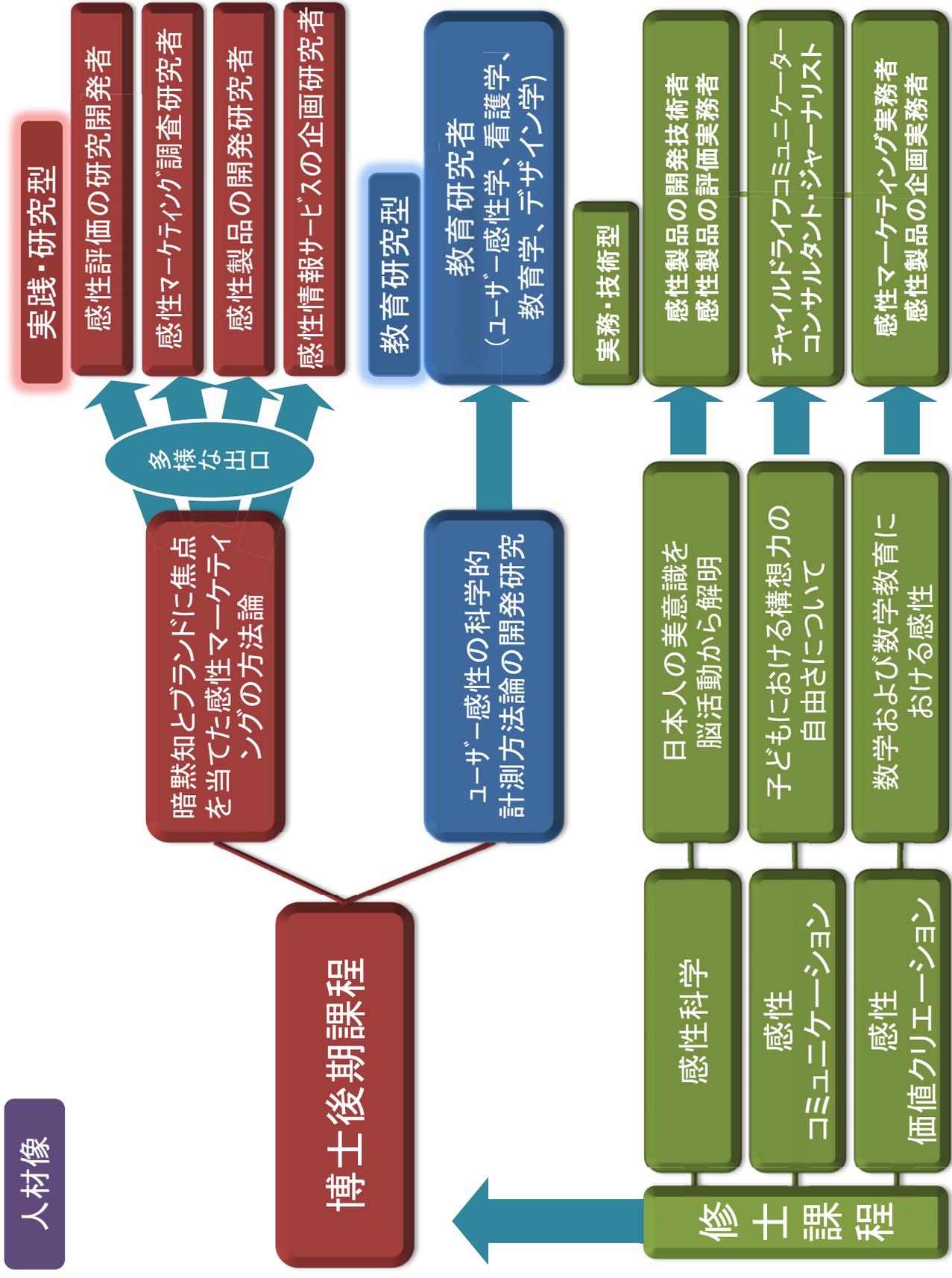
ユーザー感性学専攻の博士後期課程では感性科学コースを軸に3コースの統合により

修士課程



博士後期課程





人材像

博士後期課程

教育研究型

教育研究者
(ユーザー感性学、看護学、
教育学、デザイン学)

実務・技術型

感性製品の開発技術者
感性製品の評価実務者

チャイルドライフコミュニケーション・
ジャーナリスト

感性マーケティング実務者
感性製品の企画実務者

実践・研究型

感性評価の研究開発者

感性マーケティング調査研究者

感性製品の開発研究者

感性情報サービスの企画研究者

暗黙知とブランドに焦点を当てた感性マーケティングの方法論

多様な出口

ユーザー感性の科学的計測方法論の開発研究

日本人の美意識を脳活動から解明

子どもにおける構想力の自由さについて

数学および数学教育における感性

感性科学

感性コミュニケーション

感性価値クリエーション

修士課程

九州大学大学院統合新領域学府ユーザー感性学専攻ニーズ調査

実施要領

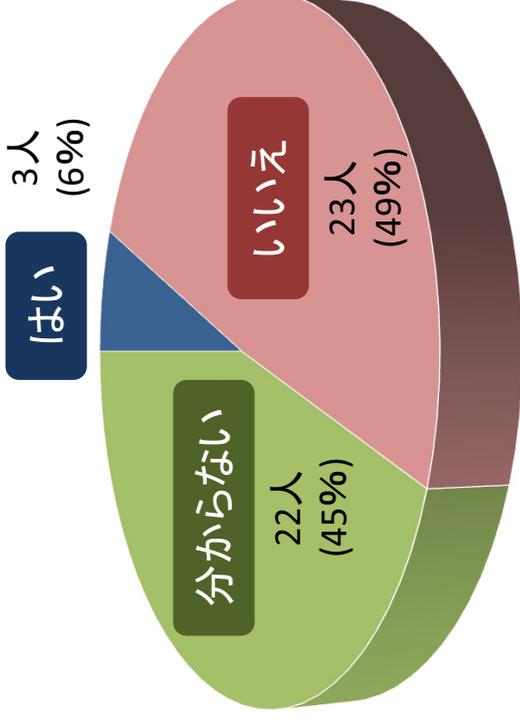
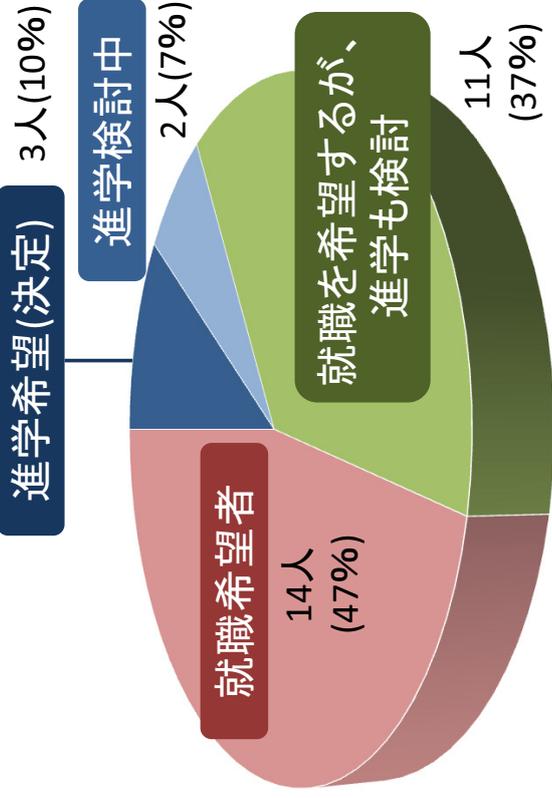
修士学生を対象に

- ・調査時期：2009年12月
- ・調査方法：無記名式アンケート調査
- ・調査対象：ユーザー感性学専攻修士課程1年生(37名)
- ・回答者：37名中30名(約81%)

社会人を対象に

- ・調査時期：2010年1月～2月
- ・調査方法：無記名式アンケート調査、郵送
- ・調査対象：企業・公的機関の社会人(170部配布)
- ・回答者：47名

ユーザー感性学専攻に博士後期課程が設置されたら入学を希望しますか。



専攻の修士学生(5名)及び社会人(3名)と博士後期課程への需要はある。

他学府の修士学生を対象に

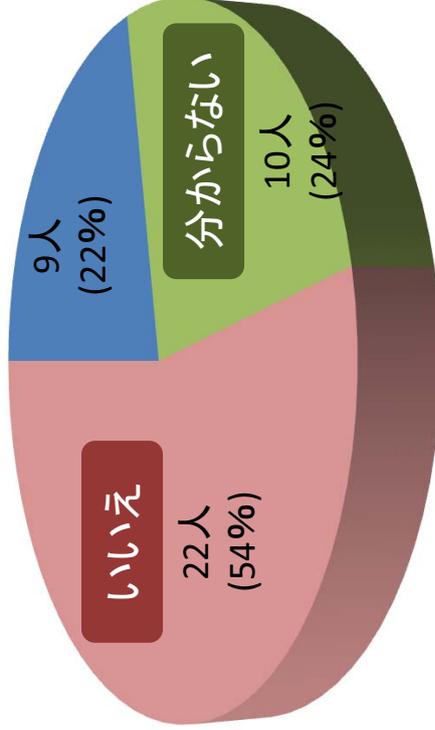
実施要領

- ・調査時期：2010年4月
- ・調査方法：無記名式アンケート調査
- ・調査対象：他学府の修士学生
- ・回答者：41名

* 芸術工学府(27名)、人間環境学府(5名)の一部の学生および修了生(2名)
システム情報科学府(6名)、システム生命科学府(1名)

ユーザー感性学博士後期課程に 興味をもたれますか

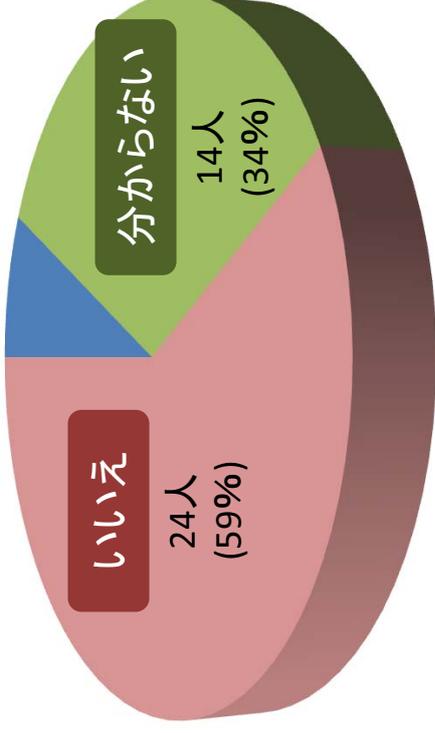
はい



ユーザー感性学博士課程への 入学を希望しますか

はい

3人
(7%)



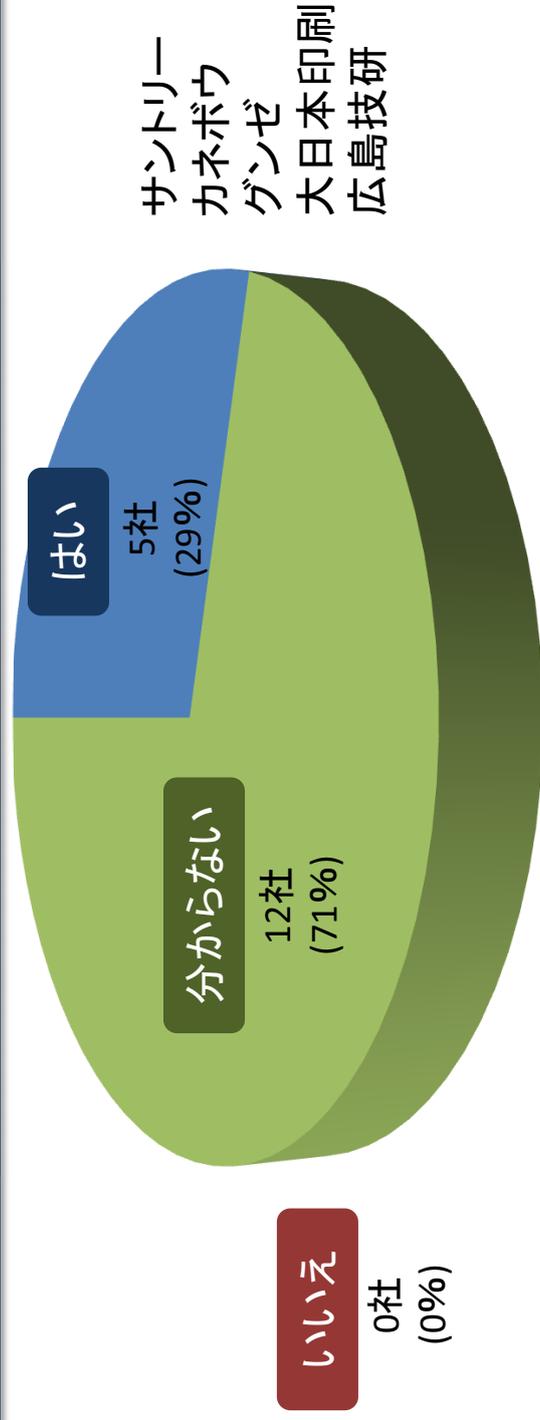
他学府の修士学生の進学も期待できる。

企業を対象に

実施要領

- ・調査時期: 2010年4月
- ・調査方法: 記名式アンケート調査
- ・調査対象: 17社
- ・回答: 17社中17社 (約100%)

近い将来ユーザー感性学博士後期課程の修了者を採用したいと思いませんか



ユーザー感性学博士後期課程の修了者が企業に就職できる可能性がある。

ユーザー感性学専攻 修士課程 特徴的な教育プログラム

プロジェクト・チーム・ラーニング(PTL)

企業や公益団体と共同で実施

社会の
ニーズ



テーマ設定



プロジェクト
推進



社会への
提案

チームで推進する実践を通じて、知の体系化を図ると共に

総合的な人間力(社会性など)の向上

職業的自立に必要な能力を培う

平成21年度 PTLの事例

福岡・釜山における
両都市ガイドブックの制作

西鉄バス・那の津営業所
仮眠室・休憩室改善

病院に居る子どもの
環境設定



絵本カーニバルの
企画運営

唐泊地区(漁村)の
ブランディング

イグサ商品の
ブランド形成

九州の河川環境向上に向けてのデザイン提案

カリキュラム

授業科目	単位	選択区分	授業形式
ユーザー感性学特別研究	12	必修	演習
感性科学特論	2	選択	講義
感性コミュニケーション特論	2	選択	講義
感性価値クリエーション特論	2	選択	講義
上級PTL演習A	2	選択	実験・実習
上級PTL演習B	2	選択	実験・実習
上級PTL演習C	2	選択	実験・実習

【必修科目】1科目12単位

ユーザー感性学特別研究、3年間で12単位

【修士課程開講科目】

他大学および他専攻の修士課程から入学する者は、できるだけ修士課程で開講される講義を履修することが望ましい。

【修了要件】

必修科目を含む12単位以上を修得した上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

(ただし、教授会が認める時は、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上(修士課程2年を含む)在学すれば足りるものとする。)

履修モデル

感性科学領域

感性コミュニケーション領域

感性価値クリエーション領域

【必修科目(12)】
ユーザ—感性学特別研究

【必修科目(12)】
ユーザ—感性学特別研究

【選択推奨科目(4)】
感性科学特論
上級PTL演習A

【選択推奨科目(4)】
感性コミュニケーション特論
上級PTL演習B

【選択推奨科目(4)】
感性価値クリエーション特論
上級PTL演習C

統合
新領域
学府
修士課程
修了者

【必修科目(12)】
ユーザ—感性学特別研究

【必修科目(12)】
ユーザ—感性学特別研究

【必修科目(12)】
ユーザ—感性学特別研究

【選択推奨科目(12)】
感性科学特論
上級PTL演習A
感性科学概論*
感性コミュニケーション概論*
感性価値クリエーション概論*
PTL演習(1)*

【選択推奨科目(12)】
感性コミュニケーション特論
上級PTL演習B
感性科学概論*
感性コミュニケーション概論*
感性価値クリエーション概論*
PTL演習(2)*

【選択推奨科目(12)】
感性価値クリエーション特論
上級PTL演習C
感性科学概論*
感性コミュニケーション概論*
感性価値クリエーション概論*
PTL演習(3)*

その他の
修士課程
修了者

留学生

企業
研究者等

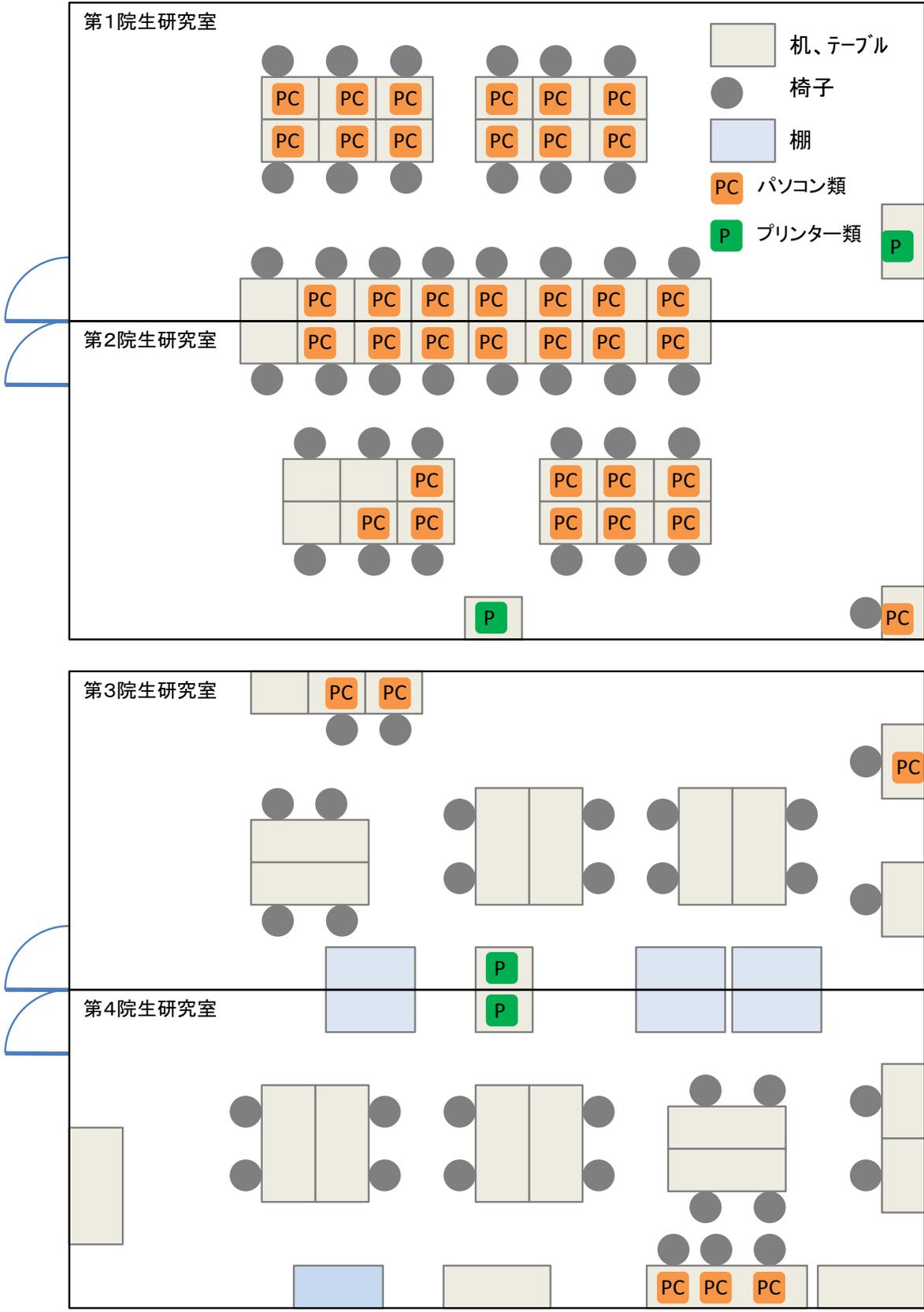
芸術工学系

工学系

理系

医学系等

* 他学府、他大学、博士後期課程からの留学生、社会人には修士課程で開講されている科目の受講をも勧める。



教 員 名 簿

学 長 就 任 予 定 者 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 〈就任年月〉
一	学長	アヲカ セツ 有川 節夫 〈平成20年10月1日〉		理学博士		

様式第3号（その2の1）

教員の氏名等												
(統合新領域学府ユーザー感性学専攻)												
調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週あたり平均日数
1	専	教授	ワタシ シゲキ 綿貫 茂喜 (平成23年4月)		博士 (学術)		感性科学特論※	1前	0.5	1	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授 (平15. 12)	5日
							ユーザー感性学特別研究	1~3通	12	1		
2	専	教授	モリ シュウジ 森 周司 (平成23年4月)		Ph. D in Psychol ogy (カナ ダ)		感性科学特論※	1前	0.5	1	九州大学大学院 システム情報科 学研究院 教授 (平18. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	1~3通	12	1		
3	専	教授	ヒクチ シゲカズ 樋口 重和 (平成23年4月)		博士 (芸術 工学)		感性科学特論※ 上級PTL演習A	1前 1後	0.5 1	1 1	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授 (平21. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
4	専	教授	ミナミ ヒロフミ 南 博文 (平成23年4月)		Ph. D in Psychol ogy (米 国)		感性コミュニケーション特論※ 上級PTL演習B	1前 1後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研 究院 教授 (平12. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
5	専	教授	フジエダ マチル 藤枝 守 (平成23年4月)		Ph. D in Music (米 国)		感性コミュニケーション特論※ 上級PTL演習B	1前 1後	1 1	1 1	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授 (平15. 10)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
6	専	教授	キヨスミ マチロ 清須美 匡洋 (平成23年4月)		芸術学 修士		感性価値クエーション特論※ 上級PTL演習C	1前 1後	0.67 1	1 1	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授 (平17. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
7	専	准教授	キム ヨンキュ 金 充奎 (平成23年4月)		博士 (芸術 工学)		感性科学特論※ 上級PTL演習A	1前 1後	0.5 1	1 1	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授 (平21. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
8	専	准教授	イケダ ミコ 池田 美奈子 (平成23年4月)		修士 (美 術)		感性価値クエーション特論※ 上級PTL演習C	1前 1後	0.67 1	1 1	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授 (平19. 4)	5日
							ユーザー感性学特別研究	3通	12	1		
9	兼担	教授	モリタ ヨシツグ 森田 昌嗣 (平成23年4月)		博士 (芸術 工学)		感性価値クエーション特論※	1前	0.67	1	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授 (平15. 10)	

様式第3号・別添1

(統合新領域学府ユーザー感性学専攻)

職 位	学 位	29歳 以下	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	合計
教 授 6人	博 士	人	人	1人	4人	人	人	人	5人
	修 士				1				1
	学 士								
	その他								
准教授 2人	博 士		1						1
	修 士			1					1
	学 士								
	その他								
講 師 人	博 士								
	修 士								
	学 士								
	その他								
助 教 人	博 士								
	修 士								
	学 士								
	その他								
合 計 8人	博 士		1	1	4				6
	修 士			1	1				2
	学 士								
	その他								